

## 平成20年第343回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成20年6月16日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・請願・陳情の付託

議案第44号・第45号・第46号・第47号・請願第3号・第4号・第5号・陳情第4号・第5号

日程第 4 選挙第5号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	野	地	誠	君				
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君
総	務	課	長	会	田	光	一	君	税	務	課	長	蛭	田	武	良	君

町民生活課長	小林伸幸君	保健福祉課長	根本孝一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	堀勇次君	会計管理者 兼出納室長	小針茂君
教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君	生涯学習課長	水戸光男君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内藤正昭	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

---

◎開議の宣告

- 議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。
- ただいまの出席議員数は16名であります。
- 出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- それでは、本日の日程に入ります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（柏村 栄君） 日程第1、これより一般質問を行います。
- 通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 永 沼 義 和 君

- 議長（柏村 栄君） 通告1番、10番、永沼義和君の一般質問を許します。
- 10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

- 10番（永沼義和君） 議場の皆さん、おはようございます。

今議会開催に当たりましては、町内多くのご婦人の皆様方が議会傍聴にお越しいただきまして、心より敬意を表します。まことにご苦労さまでございます。

4年前の平成16年、4名議員削減、そして今回2名、6名削減で3月の議会開催後初めての議会でございます。その中に16名の議員の中に3名の新人議員が期待されて同席しております。そういった中であって、一般

質問最初の通告に従い、3点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点目、財政再建3カ年計画を昨年度より実施して、ことしはちょうど2年目、真ん中の年であります。来年1年で町の目標7億5,000万円削減というふうなことでございますが、この削減目標について、実は平成19年度の2億円削減目標、平成20年2月現在ではまだ1億4,000万円の削減だというふうなことでございますが、このことに関して多くの町民は、一体目標にどこまでいっているんだと、それで例えば削減というふうなことになる、もっとわかりやすく具体的に、やはり多くの町民に理解されるのが情報公開の末端であろうと思います。そうした中であって、何が何だかわからないという町民の多くの声でございます。

まず、その平成19年度の当初年度の2億円目標がどこまで削減になったのか、そうしたことを、きょうはご婦人の皆様が傍聴でお見えてございますので、この辺を町長から明快な数字を出していただきたい。そして、ことしの平成20年度、真ん中の年、2億5,000万円の削減、そうした中には、町長は平成18年度までは健康保険制度基金を取り崩さないというふうなことでとり進んでまいりましたが、もうその基金はわずかしかなかったという状況になってきているわけでございます。

そうした中で、この問題に関しては平成18年度、県のほうの公債費比率24.2%、県内ワーストスリーというふうな汚名を着せられ、そうした中に町長はこの財政再建3カ年計画を実施して、今その真っただ中にあるわけでございますが、その数字が果たして基金取り崩し、そういったものを踏まえた中で、いざ実際本当に平成20年の2月初め現在、我々に知らされたのは1億4,000万円だという中で、何がどうなっているんだか、実際その辺は定かではありません。その辺をはっきり出していただき、実際平成20年度にどうなるのか、最終年度の21年度はどこまでなるのか、あくまでも目標でございますから、それ以下であってもそれは妥当であるかと思いますが、ただ数字的にわからないというのが現状でございます。この辺を町長の判断ではっきりとお示しいただきたいと思います。

続いて2番目、商店会の活性化について、このことは前の町長時代にも質問したことがありましたが、そのときの答弁は、公務員の給料に関して商品券とか物でのあはれはできないというふうなことでございました。それはやらないからできないことであって、実はこのことに関して、もちろん議員、職員、町民の汗した税金を少しでも還元するのが今、町の商店会に少しでも援助できる、すぐできる最大の計画かなと私は思うのでございます。このことに関しては、今、町の商店街、ここ10数年来複数で店じまいしているところがあるわけでございます。ますますもって寂れていく商店街になっている状況で、これは矢吹町に限ったことではございませんが、そうした中であって、例えば議員の報酬の何%かは商工会とタイアップして商品券を出すと。もちろん職員すべて公費から人件費としていただいている、かかわっているすべての人間がこれらの商品券で町の商店会を活性化させるといったことができるのかできないのか。やる気があるのかないのか、その辺を野崎町長の判断でお願いいたします。

続いて3点目、協働のまちづくり、それは全町民協調し合って町自治体、全町挙げてのまちづくりという中で取り組むのは当然のことでございます。もちろん野崎町長も各集會に、多くの集會には、皆さんの協力が何よりも大だというふうなことを言っております。そうした中で、町職員の協力といったものがこれはもちろん大であろうと思うものでございます。その中に全庁舎内にいる職員はともかくとして、目に余る行為の職員がいるというふうなこと、このことも過去、前に質問したことがございます。

実は、具体的な例を挙げますと、もとの野木医院のところからまっすぐ東に向けて、瀬川硝子店に抜ける道路でございます。この道路の拡幅は何十年も地域、地元住民が町に陳情していたところでもございました。それがやっと念願かない、拡幅できるという状況になって拡幅したわけでもございますが、1カ所、十字路のところ、交差点のところ、2路線にわたって道がかなり狭くなっている、交差点の真ん中でもございます。それが、町嘱託職員十数年働いている人の土地だというふうなことに對して甚だ私は疑問に思う。個人攻撃をするわけではございませんが、甚だ疑問に思うものでございます。まして職員であれば、これはやめさせるとかいうふうなことはなかなか難しいかと思いますが、この人は嘱託職員でございます。ご主人は国家公務員、自衛隊員です。これらを考えても、やはりその立場にいる人間は町民の要望にこたえるべく協力するのが当然であろうかと思えます。この嘱託職員を職員として今後も継続して採用していくのかどうか、この辺を野崎町長の判断ではっきりとしていただきたいと思うものでございます。

1 遍目の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、10番、永沼議員の質問にお答えいたします。

財政再建3カ年計画では年度ごとの削減目標額を定め、初年度の平成19年度1億9,100万円、平成20年度2億5,900万円、平成21年度3億400万円、3年間で7億5,400万円を目標として取り組んでいるところであります。平成19年度の効果額につきましては約1億6,100万円であり、約84%の達成率となっております。目標額に達していない主なものは、町有地の売り払いや町税等の自主財源の確保であります。このような状況にありますが、削減目標額達成のための打開策につきましては、財政再建3カ年計画を着実に実行することであると考えております。公有財産の売り払いにつきましては、平成19年度の未達成分も含め、本年度中に目標額の達成を目指します。また、本年度からの新たな実施項目としましては、特別会計の見直し関係では公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料改定及び上水道事業を含めた経営改善の取り組みを実施します。さらには、定員適正化計画を超える退職勧奨の実施により人件費が抑制されておりますし、健康センター使用料の見直しにより負担額が軽減されております。

今後も自主財源である町税等の収納率の向上を目指し、さらなる経費の節減に努め、進行管理を徹底することにより、問題が発生した場合には早期に対応することとし、全庁的な体制で計画達成に向けて強力で推進してまいりたいと考えております。

なお、健康保険税についてのおただしでございますが、健康保険税については、議員おただしのとおり、大幅な医療費の伸び、後期高齢者医療制度移行に伴う国保税の歳入減により、大変な状況にあります。今年度は公会計支払準備基金から6,000万円、一般財源の財政調整積立金より5,000万円の取り崩しにより値上げをしないことにしましたので、ご理解をいただきたいと思えますし、今後、国保税の徴収率向上や、医療費の抑制に最大限の努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

次に、町商店会の危機的状況に対する最低限の援助等のおただしについてであります。本町の中心市街地

を初めとする商店等の経営は、消費者ニーズの多様化、高級志向や専門志向に伴う購買力の流出など、大変厳しい状況にあると認識しております。加えて、昨今の原油高騰等の問題は経済全般に深刻な影響を及ぼしており、経営基盤の弱い小規模商店は大きな危機に直面しております。このような状況の中、東部商店会では矢吹駅においてフリーマーケットが継続的に開催されているほか、商工会青年部を中心に、商店街活性化のための取り組みが進められており、自分たちの力で打開策を見出すための動きも見受けられます。町といたしましても、本年度空き店舗対策の補助金を予算化し、有効活用の方向性を協議しているところであり、商工会においては、各種ポイントカードやシール等の有効利用について意見交換を重ね、情報を共有しながら具体的な方策について模索しているところであります。商店会のこの状況を打開するためには各店舗に対する補助金や制度資金などの優遇措置や国・県の補助事業等もさらに検討すべき段階に来ているものと考えております。

また、ご指摘のありました職員や議員等公職にある方々に対する地元商店の売り上げ向上策については、今まで機会あるごとに地元商店での購買に協力を求めており、今後もさらなる地元消費の願いをしてまいりたいと思います。

今後、近隣市町村商工会等の取り組み状況や農業、工業の関係団体及び事業所との連携、調整を図りながら、でき得限りの支援策を講じてまいりたいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民をお願いをするなら率先して部下の協力を得なければ、町民の協力を得られないのではないかとのおただしであります。平成20年度は町民の生活基盤の安定を図るため、産業振興にさらに力を入れて取り組むことと、みんなで支え合いながら協働のまちづくりを進めることを大きな課題としております。協働のまちづくりの第一歩は対話であり、その機会を多く持つよう団体機関等の集会には積極的に参加させていただいております。各行政区の総会の折にも時間をいただき、町の課題等について説明し、協力をお願いし、ご意見をいただき、より多くの方々の意見を反映した町政運営に努めております。このように、協働のまちづくりを進める中で、町民の皆さんに説明、協力をお願いすることは、第5次まちづくり総合計画の実現のための政策・事業の推進であり、役場の中で意思統一が図られたものであり、すべての職員が意味を理解し、町民の皆さんに協力を求める以上の努力をみずから行っていると私は認識しております。議員がご心配されるように、職員の協力が不足ではないかと町民の皆さんに映ることのないよう、役場内部での情報共有、合意形成を十分行ってまいります。

なお、ご指摘のあった道路の問題について、実際、嘱託職員の協力が得られていないのではないかとこの件については、職員は職務上の法令に基づき、あるいは組織の決定事項に基づき、事務を遂行することは当然のことながら、一市民の立場であっても、本町のまちづくりの方向性を理解した上での言動が求められるものと考えており、そのように指導しているところであります。職員個人あるいは家族の生命、財産等にかかわるようなことについては別物と考えておりますが、協力できることがされないことがないよう、行政として一体的な理解が深まるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問。

10番。

○10番（永沼義和君） 1点目の財政再建の問題ですが、実はこれは平成18年新聞報道でもわかりますが、傍

聴に来た皆さんもご存じと思いますが、24.2%、県内ワーストスリー、今は25%を超えていると思います。そういったことが町民に知れてくれば、もっともっと町は何をやっているんだというふうなことになるかと思いますが、それでも、町長のほうは今年度中に目標達成に向けたことに最善の努力を込めるといった力強い言葉もありましたので、可能かなと信じる一人ではございますが、なかなか難しいのではないかと私は思うものでございます。

また、2番目の商店会の問題でございますが、この件に関して、実はできるだけ町の商店街を利用するようにとっても、いざ買い物になれば、土曜日、日曜日となれば、家族で郊外に行くという状況、町外に買い物に行くというふうな状況でございます。ただ、今、国や県のほうの補助の問題、いろいろな問題で検討しているというふうなことでございますが、今すぐできること、それが一番重大なことであろうと思うわけでございます。また、町長は5月19日、2区商店会総会のあいさつの中で、商店会の発展なくして町の発展はあり得ない。町は何ができるか考え、あらゆる手段を尽くし、全面的にバックアップしていきますという力強い宣言をしているわけでございます。これはやはり全職員、議員、やはりこの件に関して今できること、すぐできることをやらなければならないのではないかと。そして、国・県の問題はこれは時間がかかるものですから、すぐできるものではございません。町職員、まして議員が報酬の一部を町の商店街に還元するんだというふうな動きがあれば、町民の多くの矢吹町自治体というものに対しての見方が変わってくるものであろうと思うわけでございます。その点、私は前の町長にも質問したんですが、今回、町長の答弁の中で、この辺をはっきりしていただければと思うわけでございます。

続いて3点目、この件に関して、財産とかもちろんそういったことが、そこまでどうこうというふうなことが町長の口から出ましたが、実はあそこの道路は本当に二十何年間、地域住民から町に陳情が出ていたわけでございます。それがやっと念願かなってできて、それに対してはもちろんうちの取り壊し、そういったものもございました。それが一個人の財産をというふうなことがありましたが、あその場合、庭をつぶすだけのことで何らそれに影響はないと。その人の、個人の考えですから、いや影響があるというのはこれは言い分はあるでしょう、どんなあれでも。でも、一般的に見て理解できないというのが私の独自の考えでございます。この辺に対して、町長の見解をお聞かせいただきたいと思うものでございます。地域住民をとるか、1人の嘱託職員をとるか、その辺の判断をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の財政再建にかかわる問題でございます。

実質公債費比率の24.2%、さらには平成19年度で25.1%という数字的なことにつきましては、町民の方にも広報をしながら理解を深めているところでございます。おただしのように、今後、町民が不安に思っていること、町はどうなっていくんだというようなことについて心配をされた質問であったわけでございますが、議員もご理解しているように、平成20年度の決算時においては、今現在の財政再建のシミュレーション上は24.8%以内というようなことで、国の4つの指標の実質公債費比率についてはクリアできるものというふうと考えて

おりますし、また、平成20年度10カ年の財政再建の計画上は、平成21年度においては健全化の目安である18%未満というようなことで現在シミュレーションを立てて、その数値の目標に向かって努力をしている最中でございますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、商工会の問題でございます。

先ほど、2区の商工会の総会の席上での私の発言をとらえて心配されているわけでございますが、私自身はそのとき発言した思いと今もいささかも変わりはありません。うそいつわりはなく、何ができるか、そして町としてあらゆる手段を使って、町の商工会の発展のために努力していきたいという思いについては、今も変わりがございません。

年度当初に話をさせていただきました町の活性化、町が継続的に維持発展していくためには産業の振興が何より大事であろうという思いがございます。商業、工業、農業、この3つの産業をバランスよく発展させていくこと、これが私に与えられた課題だということについて、また、きょう皆様の前で言明をさせていただきたいというふうに思っております。すぐできるもの、もしくは一定の期間をかけて計画的に進めていくもの、そういったことを十分に見きわめまして、今後とも鋭意努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、嘱託職員の道路の問題についてでございますけれども、これにつきましても先ほど答弁させていただいたとおりでございます。町の発展というものを考えて、多くの町民がその道路の維持、拡張というようなことを質問されているわけでございますが、一個人の財産でございます。個人の考えを尊重しながら、しかしながら先ほど話ししましたように、行政として今後も一体的に理解が深まるように努力をさせていただくことをあえてまた申し上げさせていただきます。私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問。

10番。

○10番（永沼義和君） 商店会の問題でございますが、実は思いは変わらないと口で言うのは簡単でございます。それではいざ、今実際どう行動をとれるのかというものが大事であろうと思えます。私はこの商品券の問題はすぐできる、やれることだから言うのでございます。これにもいろいろ問題はあるでしょう。何をすることも問題ないものはございません。そうした中で、一般町民が期待していないものを、一部の町民は期待をしている人もいますが、それが野崎町長のときになかったというふうなことがあれば、多くの町民の今後町自治体に対して、野崎町長に対しての見方が変わってくるものであらうと思うのでございます。その辺を野崎町長はいろいろなあいさつの中で、いろいろと言葉巧みに話されていることは、もう1期4年間、5年目に入ったわけですからわかりますが、そうではなく、やはり実行できるものがあるでしょう。それはやれるのではないかなと思えます。

実は、3月の議会に対しても、公務員の0.05%の報酬アップに対して、私が議会改選という中で多くの10人が9人までは反対でございまして、それを断行したわけでございますから、議会の賛同を得て。そうしたこともあるわけです。そうした中で、やはり職員が、せめて職員も議員も、月幾らの商品券になるかわからないですけれども、そういったことを即協議し合って出していなければと思う。だれもが特別、議会議員はもちろん反対はしないものであらうと、私は強く同僚議員にここで申し上げますけれども、そういった形をとって

くのがせめてもの今商店会への活性化かなと思うのでございます。

また、最後の3点目、個人の尊重というふうなことも、これはまさしくそのとおりです。でも、一般的にだれが理解するんですか。多くの町民、それもだれもがあそこの道路を通るたびに、特に白い館から矢吹タイムスの中間に入ったところの道路、あの四つ辻に向かったところの狭さ、あの危険さ、だれもが通りたくないという思いでございます。そうしたことも、町長ほとんどあそこは通らないでしょうけれども、ひとつその辺もはっきりと、私はできるものと期待しているもので、先ほど申しましたが、1人の地権者をとるのか、地域住民の幸せ、安全のためをとるのか、その辺の判断をいま一度お願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

商店会の件についてでございます。

言葉巧みにというようなことよりも、私の熱意が口をついて言葉に出るということでご理解をいただきたいというふうに思っております。そうした中であって、すぐにとれる行動は何かと、商品券についてはすぐにも職員として行動がとれるのではないかというような、そういうおただしでございますが、議員もご存じのように、職員の給料、そしてボーナス等については現金支給ということが原則という形になっていることについては、ご理解いただいているかと思えます。これについては私も機会あるごとに職員のほうに町のほうの商店会の活性化のために、地元の商店会から物品を購入していただきたいというようなお話をさせていただいておりますし、またこの後の機会等についても、私のほうから強く地元商店会の利用について要請をしまいたいというふうに考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、道路の用地の問題でございますが、先ほども話をさせていただきました。私自身は個人の財産というようなこともありますし、なおかつ、先ほども答弁させていただいたように、あくまでも職員の協力が不足しているというような考え方もないわけではないわけですが、行政としましてということでは、町としましても今後そうした兼ね合いも含めて、なお一層の理解が得られるように努力をしまいたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

私の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で10番、永沼義和君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 青 山 英 樹 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告2番、1番、青山英樹君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 皆さん、おはようございます。

多くの皆様が貴重な時間を割いて傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。心より敬意を表したいと思います。

私、初めての一般質問となります。何分ふなれたため、お聞き苦しい点あろうかと存じますが、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、4点ほどご質問に入らせていただきます。

まず第1に、矢吹町町民の町に対する意見や要望等がいかん、どのようにして町に反映されていくのか、これを具体的にお示しいただきたいと存じております。

一般的には、選挙における候補者の公約、そういったものが皆さんの、町民のご意見というふうに集約されがちでございますが、町長選挙なり、町議会選挙なり、4年に1度という長い期間の間にはありましては、私たち一般の生活は日々変化しておりまして一様ではございません。そういう中にありまして、町長選挙並びに町会議員の選挙という、そういう4年に1度のものだけで町民の皆様の意見、要望等が集約できているのかというところには疑問がどうしても残るものでございます。

さて、地方自治というもの、行政側がその判断と責任で行う団体自治というものと、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に沿って行う住民自治、この2つの要素がともに満たされて、初めて地方自治と言えるものと考えております。団体自治は地方分権の原理を示しまして、住民自治は民主主義の精神をあらわすものと考えられております。一般的には住民自治が皆様の意見、そういった住民自治が地方自治の本質的要素でありまして、団体自治はその法制的要素と言えます。

半年前、町長選挙がございましたが、町長の公約マニフェストが出されましたが、これも団体自治の域を出ないものであったのではないかと考えているところでございます。

ここに一つの課題がございます。地方自治の本質的要素である住民自治を行うために、いつ、どのようにして町民の意見や思いを酌み取って町政に反映させていくのか、具体的にお示し願いたいと存じます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

よく新聞等で公表されておりますが、経済協力開発機構、OECDが実施しました2006年国際学習到達度調査の結果は、日本の教育界に大きな衝撃を与えました。57カ国参加のもとに、義務教育修了段階での学力は下がる一方であります。2000年に1位でありました数学的応用力、2006年には10位でございます。2位だった科学的応用力は6位、8位だった読解力は15位となっていました。いわゆる、ゆとり教育が結果として危機的な学力低下を招いたと判断されたわけでございます。

そして、去る4月24日、文部科学省は新学習指導要領の移行措置の概要を公表しました。今月下旬から全国3カ所で主要説明会を開くわけですが、今年度中に周知徹底を図り、来年度から可能なものは先行実施し、中身の一部を前倒ししていきます。

小学校では、平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領を全面実施とあります。どのように変わっていくのか。小・中学校の授業時間数が30年ぶりに増加します。小学校では国語、算数、理科、社会、体育、6年間で3,481時間が、これが3,839時間、10.3%増加します。そして、5年生、6年生には英語が必修となります。中学校におきましては、国語、社会、数学、理科、英語、体育、音楽、美術、技術、家庭、必修9教科、3年間で2,410時間が2,645時間と11.7%ふえます。大まかな内容でいきますと、小学校では低中学年で国語を強化します。そして、低学年では国語、算数、体育がふえていきます。中学年ではそれに加えて理科、社会が増加し、高学年では社会、算数、理科がまた増加していきます。総合学習は現在よりも35%減っていく

んです。

中学校におきましては、3学年合計で国語が10%授業時間が増加します。数学22%授業時間増加します。英語33%授業時間が増加します。理科32.8%、社会18.6%と、おおむねかなりの数字が増加されるわけでございます。また、前倒ししていく内容も、小学校3年生ではトンという重さの単位が入り、円、それから球というものも新しく前倒しされます。小学校4年生では、面積の単位、アール、ヘクタールというものも入ってくるわけでございます。そろばんも入ります。5年生ではひし形、台形の面積の求め方、6年生では、分母の違う分数の足し算、引き算、そして文字を使った計算等が入ってきます。

中学校3年生ではイオンが復活してまいります。とにかく、今の状態から比べるとかなりの量の内容がこれからの小学生、中学生にはのしかかってくるわけでございます。これらゆとりから詰め込み、そのように回帰していく、そういう新学習指導要領への対応というものは果たして学校任せだけでよろしいのかどうか。これらの量を今の子供たちに負担をふやしていくわけです。これらに対処するには子供たちにとっても、先生にとっても、教育関係者にとって、かなりの知恵と努力と労力、忍耐が課せられるものでございます。

そこで、この新学習指導要領そのものとその前倒しの対応は、教育委員会として今後、事後の対応となるのか、それとも事前に研究し、子供たちのために対策を練り上げて対応していくのか、今の小・中学生の学力と現行での学力向上策、これらを念頭に來たるべき新学習指導要領、詰め込みに対する小学生、中学生の学力向上策の方針、そして今申しあげました子供たちに負担がふえていくことに対しての考察をお伺いいたします。

そして、3番目となります。

おととい、岩手・宮城内陸地震がございました。土曜日であったことが幸いしたんでしょうか、学校の崩壊はございませんが、かなり幼稚園、保育園、小学校、中学校とひび割れ等が目立ちまして、数校がきょうから授業休講となっております。中国四川省の地震におきましても被害状況を見ても、耐震強度に満たないこの矢吹中学校を初めとする学校等の施設については、早急な補強を望むものでございます。

幸いに、補強の工事費用に対する国の補助金も増額されまして、総工事費の3分の2まで補助金が出るようになりました。また、補強工事費用を起債によりまして賄う場合にも、その起債額の90%についても国が補助を出す方向性、姿勢が示されてきました。とにかく、国としましては耐震補強による安全の確保に全面的に取り組む姿勢でございます。そして、私たち、人命にかかわることだけに、事後の対応では済まされないということを強く認識すべきと考えております。

一方、政府の教育再生会議というものがございしますが、その第3次素案におきましては、現行の小学校、中学校の6年、3年という制度を見直し、4年、3年、2年等の小中一貫校にする学制の改変、こういったものが盛り込まれております。そして、先ほど申しあげましたが、ゆとり教育から回帰し、詰め込み教育になっていく、そういうような新学習指導要領への移行等、この2点を考慮しただけでも、果たして中学校というものは改築し、新しく一つの中学校にしていくことが望ましいことなのかどうか。10年後、20年後、後悔するようなことにならないのだろうかという懸念はございます。

そのように、学力や将来の学制のあり方などを踏まえて、包括的に判断していくのが中学校の建設に対しては重要なのではないかと思います。中学校の建設という単一的に考えるだけではなく、今言いましたように、学力、それから学制、そういったものが10年後、20年後どう変わっていくのか、そういったものを踏まえてい

くのであれば、中学校を1つ建てるのではなく、今4つある小学校の2つを補強し、2つの小中一貫校による、そういう2校をつくっていくことも選択肢の一つでございます。

現実に品川区では、3校目の小中一貫校が区立でもって取り組まれております。そして、一番大事なのは、このような私のような意見に対しましても、地方自治の本質であります、先ほど申し上げました民意のくみ取りはやはり成就されなければなりません。あらゆる情報、選択肢を町民の前に提示し、町民の意思に沿った手法をとるべきであると考えます。このように大きく変化しつつある情勢に対し、どのように対処されるのか伺います。

最後に、すみれ保育園に関しお尋ねいたします。

ゼロ歳から2歳児までの保育事業に関し、すみれ保育園への助成事業となった経緯には、町当局からすみれ保育園に対し助成事業についての働きかけがあったのか、それともすみれ保育園側の単独による助成事業への申請であったのか。いずれもその時期を明確にされ、補助事業として認可されるまでの経緯と認可後補助金として投下しましたことに対し、町にとってのメリットについてお答えいただきたいと思っております。

すみれ保育園は県の無認可保育園ですが、町として認可の取得に向け応援し、このような施設を育て育成する意味合いも聞いております。しかし、認可保育園となると、町としてはどのような効用を受けられるのか、お示しいただきたいと思っております。

また、すみれ保育園を認可した際、どのような審査をし、どのような基準で決定されたのか、待機児童ですみれ保育園を利用することとなった児童数、投資した補助金の金額、返還されるべき補助金の額、その方法、見込み等につきまして伺います。

なお、ゼロ歳から2歳児の町立保育園での児童1人にかかる費用、それとすみれ保育園での児童1人にかかる費用との違いについて、すみれ保育園運営上の補助金1,295万8,000円並びに保護者への保育費の補助金482万7,000円を加えた1,778万5,000円をもとにお答えください。そして、補助金は町民の血税の一部であり、財産でもあることから、結果として廃園をすることとなった無認可保育園に投資したことは、町民に損失を与えたものともとれます。ゆえに職務上の失策とも受け取れ、道義的責任の有無ではなく、行政執行者としてその責務をみずから明確に示し得ることが町民に対する誠意ある態度であり、清廉さでもあり、今後のためでもあると考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の質問にお答えいたします。

最初に、町民の意思、民意のくみ取りについてのおたがしであります。近年、地方分権の推進により、現在まで国や県が行ってきたさまざまな事務や権限が市町村へと移譲され、自治体が自己の判断で主体的なまちづくりが可能となる一方、みずからの責任のもとでの行政運営が求められております。これとあわせて、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりも求められ、行政主導ではなく住民と一体となったまちづくり、対話のまちづくりが求められてきております。

そのような中で、議員ご指摘の民意のくみ取りについてであります。現在のまちづくりの基本指針である第5次まちづくり総合計画の策定が民意をくみ取った形での取り組みであると認識しております。基本計画策定時より住民の皆さんに参加いただき、議論を重ね、住民の皆さんと共同作業の中で、まさに手づくりでつくり上げた計画であります。現在、町はこの総合計画をもとにまちづくりを推進しているところであります。

今後の課題としては、以下の3点の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

まず1点目は、情報の公開と共有であります。さまざまな行政情報を積極的に公表することで、まず住民の皆さんにまちづくりへの関心を持っていただくことが必要であります。行政情報の公開については広報やホームページ等がありますが、単なる行政情報の開示だけではなく、さまざまな課題に対して行政側は行政のプロとしての立場で、住民の皆さんは住民の目線に立った生活者としての立場として、お互いの意見を尊重し、対等な立場で議論できる体制を整えることが必要であると考えております。

あわせて、事業実施に至るまでのプロセス、意思決定の判断等の開示も必要であります。これらの具体的な取り組みとしては各年度の実施計画書をホームページで公開しており、個別事業ごとに事業目的、年度ごとの取り組み、事業効果等に加え、さまざまな視点での総合的な事業評価を行い、ポイント化して事業の優先順位等も公開して情報の共有に努めております。また年度当初に各課ごとに課の運営方針と目標を設定し、主要な事務事業については当初計画、中間管理状況、年度末には事業の検証、次年度に向けての課題等の結果を公表しており、まちづくりの状況や方向性をタイムリーに住民の皆さんと共有できるよう努めております。今後もさらなる情報公開に努め、よりわかりやすい手法でさまざまな媒体を通して、開かれた行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、対話の推進であります。住民の皆さんとの対話を進めるために、町が行っているものに「職員が町に出向きます」事業があります。年に1回一般の住民の皆さんを対象にまちづくり説明会を実施し、私を含めた幹部職員が当該年度の町の主要事業の取り組みを説明し、あわせて住民の皆さんから直接意見、提言等を受ける場を設けております。また、年度末には各自治会の総会の場もお借りして行政懇談会等も実施しており、これには私みずからが出向き、住民の皆さんから直接、貴重な提言や意見をいただいております。

なお、このまちづくり懇談会については、6月下旬にも1区、2区の自治会が主催する地区住民を対象とした説明会の開催を予定しております。また、私のみならず各部門のさまざまな会合、会議における協議の中での意見、提言のくみ取りに努めるとともに、職員一人一人が個別に住民の皆さんと接する機会においても意見や提案を反映できるような組織体制の構築を図ってまいります。

3点目は、協働のまちづくりの推進であります。協働とは、住民の皆さんと私ども行政が共通意識の中でそれぞれ主体性を持ち、お互いを尊重し、目的を達成するために協力することと認識しております。この協働のまちづくりについては、私の2期目の重点事業の一つに掲げさせていただきました。現在町では、今後のまちづくりの総合的な指針となる協働のまちづくり推進ビジョンの策定に向けた準備を進めております。そのビジョンでは、町、議会、住民のまちづくりに対する役割を明確にして、お互いを尊重し、さらには対話と連携により協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。住民の皆さんの意見や提案を積極的に取り入れ、その提案を実現させることで、さらなるまちづくりへの参加意識が高まり、その相乗効果により、住民主役のまちづくりの推進が図られていくものと考えております。今後、これらの協働の実践の中で、町民の

意思の反映を図ってまいりたいと考えております。

今後も、住民が主役となるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育行政で新学習指導要領関係のご質問でございますが、制度改正に伴う具体的な内容となりますので、これにつきましては教育長より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、矢吹中学校改築事業に係る考え方についてのおたがしであります。既にご承知のとおり、矢吹中学校改築事業につきましては、平成18年度に基本設計策定まで完了しているところですが、厳しい財政状況を踏まえ財政再建に取り組むこととしたことから、実施設計の着手時期の見直しを行ったところであります。中学校の耐震診断につきましては平成9年度に実施しておりますが、平成13年度に耐震診断基準の改定があり、よりきめ細かな診断が可能となり、今後の資料とするため、今議会に提案している補正予算において再度耐震診断を実施するための委託費用を計上したところであります。

今後の予定といたしましては、新たな耐震診断の結果と財政再建の進捗状況を踏まえ、町民や関係機関の皆様、そして町議会議員の皆様との合意形成を進めながら、安全・安心な校舎づくりをできるだけ早く実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

なお、教育再生会議に関する内容につきまして教育長から答弁いたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に、すみれ保育園についてのおたがしであります。補助金を出資したメリットであります。矢吹町における保育園の保育要望、特にゼロ歳児から2歳児についての要望が年々増加傾向にあり、保育園の増築や定員増などで対応を図ったものの、待機児童の解消ができない状況にありました。町では将来の幼稚園、保育園の園児数の推移や多様化する保育ニーズ等を把握しながら、町立、私立を含めた町内全体の乳幼児保育のあり方について方向づけを行うため、平成18年度に幼稚園、保育園に関する基本方針を策定いたしました。この基本方針に基づく実施計画の中で、平成19年度から私立保育園と共同を図りながらゼロ、2歳児の保育を行うこととし、すみれ保育園の受け入れをお願いすることになったものです。このことより待機児童を解消することができました。

しかし、すみれ保育園の保護者負担は大きいことから、町立保育園と同様の負担となるよう保育料軽減を図るとともに、保護者が安心して預けられる環境を整えるためには園の経営安定が必要なことから、ゼロ歳児から2歳児の保育に必要な経費に対する補助を決定いたしました。このことは、ひいては同園が目指していた認可取得に向けた支援にもなるとの判断をしたものであります。

次に、すみれ保育園を選定した基準についてであります。同園は認可外保育園であるものの、町内での乳幼児の保育に実績があり、さらには町内一帯での保育園、幼稚園の保育サービスや幼児教育の充実を図る観点から効率的な保育園運営が必要であり、すみれ保育園に係る補助事業はその時点での最善の策であると総合的に判断したものであります。

また、町立保育園の待機児童ですみれ保育園を利用することとなった児童数についてであります。平成19年度の町立保育園入園申し込みをされ、入園対象にならなかったゼロから2歳児16名の保護者から希望をとりましたところ、7名がすみれ保育園に入園することとなり、それ以外の児童につきましては、幼稚園などに入園いたしました。平成19年度当初のすみれ保育園のゼロ歳児から2歳児の数は直接すみれ保育園に入園を申し

込みした園児を合わせると36名でありました。

次に、補助金の総額、返還額についてであります。交付しました補助金の額は平成19年4月から平成20年1月までの運営に対して1,295万8,000円でありました。このうち、実績報告に基づく精査の結果、約177万円を返還額と確定し返還命令を行いました。即時に返還は困難であるとのことから、5月27日付で今後の納入確約書の提出を受けました。今後はこれに基づき分納の形で計画的に返還がされることとしております。町といたしましては、確実に返還がなされるよう引き続き対応してまいりたいと考えております。すみれ保育園の補助事業の中止により園児並びに保護者の皆様にご迷惑をおかけし、町民の皆様にご心配をおかけいたしましたことについて改めておわび申し上げます。

なお、教育長からも答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 皆様こんにちは。

1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

最初に、学習指導要領への対応についてのご質問にお答え申し上げます。

青山議員おただしのとおり、文部科学省より平成23年度から本格移行の小学校及び平成24年度から本格移行の中学校の新学習指導要領改訂が示され、平成21年度から23年度までの移行期間中の措置についても示されました。小学校、中学校ともに現行よりも授業時数がふえ、詰め込みとれもとれるのではないかとありますが、実質的に学習内容がふえることとなりますので、指導上、遺漏がないように県主催の教育課程講習会などの研修の受講を通して、改訂の趣旨、並びに指導内容の理解を十分に深めるよう、校長会などを通して町内小・中学校の教員への指導を徹底してまいりたいと考えております。

なお、今回の改訂につきましては、内容をふやし授業数をふやしたことについては、教育基本法の改正や社会の動き等からすれば当然のことと思われま。そこで、知識、技能とあわせ、思考力、判断力、表現力などをともに習得育成することを重視していることは大切なことであります。指導内容がふえ、授業時数がふえたという、詰め込みが大事などと誤解することなく、改訂の趣旨を生かして実践していけるよう、各小・中学校に指導してまいります。そして、わかる、できる授業に一層努め、現在も児童・生徒の学力を向上させるべく各小・中学校が取り組んでおりますが、さらなる学力の向上を図りながら、あわせて子供たちの楽しく充実した学校生活を実現できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、教育再生会議の第3次報告に関する部分について、私からお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、教育再生会議の第3次報告では、6・3・3・4制の弾力化について、子供の発達に合った教育のために、小中一貫教育を推進し、制度化を検討すると述べております。その一つとして、4・3・2制、5・4制等のあり方について協議し、また学制はそのままにカリキュラムの一貫性などについて検討して、6・3・3・4制の弾力化と制度の検討とともに、小中一貫教育の検討の重要性をうたっております。

町教育委員会といたしましては、国や県、他の市町村の動向を見ながらも、まず、現在の学制の中で、より

連携を深めた小・中学校教育の一貫した教育のあり方を検討し、進めてまいりたいと考えております。これまでも、町の学力向上推進支援会議の中で行ってきた幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校の連携を一層深め、交流研究授業の実施や協議による理解を深め、小学校においてはできるだけ教科担任制を取り入れたりしながら、中学校校舎改築等のハード的なものとは別に、学習内容やカリキュラム面での小中一貫教育のあり方を探ってまいりたいと考えております。もちろん、議員がおただしのように、さまざまな教育情報を町民の皆様提供し、町民の皆様の意思に沿うよう一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、すみれ保育園につきまして、発言させていただきます。

すみれ保育園につきましては、町長答弁にもありましたが、教育委員会としてもその時点では最善の策であると判断したわけでございます。そして、平成19年4月から20年1月までは予定どおりの保育が行われましたが、補助事業廃止となりました。幸い、あいだ保育園に多くの児童を受け入れていただき、大きな混乱もなく、2月以降の保育を行うことができました。

しかし、議員の皆様初め、保護者や町民の方々、そして子供たちにご不安とご心配をおかけいたしましたことに対しまして、教育委員会といたしましても改めておわび申し上げます。

なお、先ほどのご質問にございました、すみれ保育園の1人当たりの保育料でございますが、総事業費に対しまして、1人当たり約72万1,000円でございます。町立保育園の場合の1人当たりは約85万円でございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 再質問。

1 番。

○1 番（青山英樹君） 再度お伺いいたします。

まず、民意のくみ取りについてでございますが、やはり団体自治の域は出ておらず、町側から職員さんが出向いていくとかという方法がございますけれども、非常に参加者が少ないという現状があると思うんです。私も何度か参加させていただきました。まして財政再建3カ年計画なり、あるいは野崎町長1期目の合併に関する説明会等に関しまして、パーセントでいきますと町民の何%に当たるのか、ちょっと計算しておりませんが、かなりの低い数字でございまして、それをもって民意とは言いがたいというふうに考えております。ただ、合併に関しまして、あのときは町のほうでアンケートをとった経緯がございまして、あのような方法であればかなりの意見が集約できてくるということでございます。

実際に、個人的に申し上げますと、去年の4月17日か19日だと思いますが、財政再建3カ年計画の中での説明会の中で、野崎町長さんのほうから私のほうに、中学校の建設に関してはアンケートをとることをお約束されているわけでございますが、いまだ実施されていないという経緯がございまして、町民の民意を諮るというのはやはり一番間違いなく、あるいは数多く標本をとるためにはアンケートという方法がやはり手短かではないのかと考えるわけでございます。情報を提供し、アンケートをとっていく。そういう手法を今後とも継続されていく、あるいは新設していく、また時期的には年に数度というような方法をとって集約されていくことが望ましいかと提言を申し上げたいと思っております。

それから、先ほど答えの内容、回答の内容ありましたが、第5次矢吹町まちづくり総合計画でございます。

確かにさわやか町民という町民会議という一般の町民の方々、有志の方々がお集まりして策定された部分がございます。しかし、この内容は、実際に行われたことはよろしいのですが、策定の内容に関しましてはできること、できないことがあって、できる範囲という制限が置かれました。また、その中の取捨選択された内容が第5次矢吹町まちづくり総合計画の中に入っておりますので、あれでもって町民の意思が集約されているとは言いがたいと判断されます。ということで考えていきますと、繰り返しになりますが、なるべく情報を文書等により提供し、アンケート等をとって集約していくことが望ましいというふうに考えるところでございます。

例えば、早急にせねばならないこととしては、中学校の改築か補強かという問題はございます。また、中長期的には、市町村合併という問題もまだ解決されてはいないわけでございます。特に、危険性の伴う中学校の改築、補強という問題、これに対しては先ほどご回答をいただいております。

それと、合併問題に関しましては、都道府県を廃止する道州制というものが取り入れられる方向性が示されておりまして、47ある都道府県のうち32の道府県、これは道州制に対し前向きに答えております。このまま矢吹町が単独で進んでいくとして、道州制が取り入れられたとするならば、矢吹町はかなりちっぽけな自治体になってしまいまして、分子が1に対して分母は少ない状況、つまり負担が多くなっていくのは目に見えております。合併の有利性というのもやはりありまして、分子1に対して分母は大きければ大きいほど相互扶助というものがなされてくるわけでございますので、そういうものにつきましてもアンケート等を実施していく、そういう方向性を示されることが望ましいのではないかとこのように考えております。ご検討をいただきたいと思っております。

それから、すみれ保育園に関しましてですが、すみれ保育園、実質経営母体はホシ・コーポレーションであろうかと思っております。そして、すみれ保育園を選定した中にありまして、その経営母体となっておりますホシ・コーポレーションさんの定款、あるいは目的なりを確認したかどうかという点でございます。

その中には、保育園の経営のほかにも幾つかございまして、総合的にそういったものを判断し得ない限り、単純に補助事業を認可するということは好ましいことではないのではないかとこのように考えております。その件につきまして、まずご意見をちょうだいしたいのと、もう一つ、補助申請事業に関しましては、4月17日に申請されております。4月17日の申請でありまして、1回目の補助金交付が5月10日になっているはずですが、そうしますと決裁が、もう一度申し上げます、申請が4月17日で決裁が4月26日に決裁されたわけです。ですから、補助事業が決裁された段階が4月26日であると、5月10日に4月の頭までさかのぼって補助金が出された経緯があるのではないかと、それは事務手続上やはり不備ではないのかと。ですから、そこが道義的責任ではなく、職務上の責任が出てくるゆえんではないのかというふうに考えておりまして、そこに対して謝罪というだけでは済まないのではないのかというのが、私の主張するところでございます。

また、補助事業廃止の申請が4月25日に出されております。内容は私も把握しておりませんが、1月、2月、3月分の補助金として1月でしょうか、出ているのは、99万8,000円、最後に出されたのはいつか、ちょっとわかりませんが、補助事業廃止後に出されているのではないかとこのように思われるわけでございますが、この辺の事務上のやはり申請を出された日と補助を始める日、その日が同一でないというのはやはり問題があるのではないかとこのように考えております。この点につきましてお考えをお述べいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、民意のくみ取りの方法について、今ほど答弁のあった内容については、あくまでも団体自治の域を超えないのではないかなというようにおただしでございますが、私はそのようには認識しておりません。住民の目線に立った形で、対話を重視しながらまちづくりを進めているということで自負しておりますので、それについてはまずもってご理解を再度いただきたいというふうに思っております。

各集会等について、参加者が少ないということについては私も十分認識しております。町で開催されるそういう内容等について参加者をいかに多くするかということについて、私も腐心している次第でございます。その一つが、今までの町政懇談会ではなくて、もう一方の考え方として、各自治会の総会に顔を出すことがより多くの町民の方と話をすることができるのではないかなというように、そういう視点に立って、私になってから各自治会の総会に数多く顔を出させていただいて、まちづくりの内容等の説明を申し上げて理解を深めるように、そのようにさせていただいているところでございまして、そういう質問については、私についても参加できるだけ多くできるように、今後とも努力をしていきたい、工夫をしまいたいというふうに思います。

なお、中学校の問題、さらには道州制の問題等々含めて多くの質問があつて、そういった民意をくみ取る上では、アンケートについて、一つの有効な手段ではないかなというようにおただしの件については、私もそのように考えております。今後も町民の多くの意見を取り入れるという意味で、その選択肢の一つとして今後アンケートの内容等の精査を含めまして、時期等についても議員の皆様にもお諮りしながら考えてまいりたいというふうに考えております。

中学校について、補強改築の答えがなかったのではないかなということでございますが、青山議員についても御理解をいただきたいと思うんですが、中学校については改築を前提として話し合いをずっと進めてまいっておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、最後にすみれ保育園の問題でございます。すみれ保育園の補助については単純になされたのではないかなということでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、総合的に判断をさせていただいた上で、議員の皆様にもご理解をいただき、さらには保護者の皆様にもご理解をいただいた上ですみれ保育園の補助については決定をさせていただきましたので、その点についてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、申請の時期、決裁の時期、1回目の交付、事務手続上の問題があるやなしやというものについては、この時期等についても明快に答えを教育長のほうからも再度させますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、また、すみれ保育園からの廃止の届けの時期と、そして廃止の届け出があつた後に補助金が出たのではないかなというように内容等についても、その時期等について明確に教育長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、すみれ保育園の件に関しましてお答え申し上げます。

青山議員おただしのように、平成19年4月17日に補助申請が出まして、4月26日に交付決定をいたしまして、5月の日にちは必ずしもはっきりしないんですが、要するに前月の保育実施について翌月の5月に補助金を交付してございます。

そして、補助の廃止につきましては、平成19年の12月25日に申請が出されまして、20年の1月31日にその取り消し決定をしております。そして2月に補助をしてございますが、これは1月分の、要するに、契約上保育が終わってから次の翌月に補助するというので、1月までは保育が行われましたので、そのことに関する補助を翌月の2月に行ったわけでございます。

それで、最初の補助申請が4月になってからということでございますが、確かに事務手続上はこのように4月になってからになったわけでございますが、しかし、その前に教育委員会とホシコーポレーションとで何度も協議をいたしたわけでございますが、11月には園児募集もしております、そういうことで事務手続上はおくれたわけでございますが、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ありますか。

1番。

○1番（青山英樹君） お答えありがとうございます。

まず、住民自治等に関しまして、今後の方向性としまして、町長よりアンケート等に関しても一考をいただけるということで、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それから、すみれ保育園に関しましてですが、ご理解くださいということですが、やはり手続上おかしいのではないかと。やはり4月17日に申請があつて1週間という期間で認可をすると。決裁を出すと。5月10日に補助金を出しているわけですけども、やはり本来、まして10月から園児募集等の手続をとっているのであれば、もう3月以前に申請が出ているべきであるし、どうもその辺が疑念に駆られてしまうところだと思うんです。ですから、今後そういったことがないように、ひとつお願いしたいというふうに考えておまして、方向性としましては待機児童をなくす、そういう目的に沿って是非常によろしいことだと考えております。ただ、どうして事務手続上そうなってしまったのか、私は疑念に駆られておまして、どうしてもそこには、事務職務上遂行する段階でミスがあつたのではないかとというふうに疑ってしまうところでございます。今後そういったことがございませぬようお願いいたしまして、なおかつ今後とも健全な運営をされるよう望むところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、青山議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

中学校のほうについては一定のご理解が得られたものというふうに理解をさせていただきたいと思います。

なお、すみれ保育園のその補助金の決定に至る期間について、問題があるのではないかとということですが、これについては時期等にずれが生じたということですが、町のほうとしましては、補助金交付規則というものがございまして、その規則ののっとして交付をさせて法令上問題がないというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、後ほど詳しく、関係資料等についても青山議員のほうに配付をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、私の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で1番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時22分)

---

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

(午前11時33分)

---

◇ 鈴木一夫君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告3番、4番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 議場の皆様こんにちは。

たくさんの傍聴をいただき、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般行政2点について町長の意見を求めるものであります。

1点目、自治体財政健全化法に対する町の取り組みということについて質問をさせていただきます。

平成19年6月に地方公共団体の財政健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が成立いたしました。新しい財政指標の公表は平成19年度の決算分より、財政健全化計画の策定などは平成20年度決算分より義務づけられたものであります。地方公共団体は毎年度財政指標を議会に報告をし、公表しなければならないというわけでありまして、中身につきましては、皆さんご存じかとは思いますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率、主な点がこの5点であります。資金不足比率を除いた4項目が早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上の場合、財政再生計画を定めなければならないというふうになっております。公営企業においては資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画を定めなければならないとしております。

そこで、以下の3点について答弁を求めるものであります。

財務諸表の整備の策定状況ということについてであります。

整備方法につきましては、企業会計実務をベースとした基準モデルと既存の決算統計情報を活用する総務省

方式の会計モデル等が2つございますが、当町の平成20年度まちづくり総合計画に基づく実施計画書においては、現在作成している財務諸表は旧制度である総務省方式での資料のため、作成を一時取りやめるとありますが、これはいわゆる基準モデルで今後作成するというので理解をしてよろしいのでしょうか。

市と違いまして、町、村、町村でございますが、平成23年度秋までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計画書等の整備開示が求められておりますが、現時点における策定状況についてどういふふうになっているのか、答弁を求めるものであります。

また、前段で申し上げました、実質赤字比率、連結公債費等について、平成20年度末の段階において今、町当局はどのような数値を予測しているのか、年度当初ということもありますが、おおよそのシミュレーションに基づいたもので結構ですから、開示をしていただきたいというふうに思います。

次に、公会計制度に対応したシステム構築の概要について具体的な説明をということで質問をいたします。

一般に、地方自治体の会計のわかりにくさは私なども常に疑問を感じているところではありますが、これからの時代、いわゆる今行っている単式簿記ではなく、複式簿記でやるべきでありますし、一般会計、特別会計、公営企業会計も一般の企業と同じように連結で予算決算をすべきと考えております。

平成20年度まちづくり総合計画に基づく実施計画書にも、平成21年度の事業の内容に財務会計システムの更新に合わせ、公会計制度に対応したシステム構築を図ると明記してございます。これらの概要について具体的な説明を求めるものであります。

次に、市町村の垣根を越えた公共施設の有効活用をということで質問をさせていただきます。

いずれの市町村も財政的に厳しい中、新たに公共施設等をつくるということはほぼ難しい状況でございます。現状において近隣の市町村、近隣の自治体が保有している公共施設を相互に有効活用すべきではないかということでの提言でございます。

範囲を大きくしますと、なかなかわかりづらい部分がございますが、例えば、中島村、泉崎村に絞って考えてみても、例えば、泉崎村には屋外プールを含めて総合運動公園がございます。中島村には新設をされました生涯学習センター輝ら里というものがございます。もちろん当町には文化センター、温水プール、ふるさとの森、そしていずれも各3町村においては温泉施設を持っております。これを包括的に相互に利用しやすい環境を整備してはどうかというのがこの質問の趣旨でございます。

私の案といたしまして、例えば各町村の施設の利用がもっと簡単にできること、さらに町村内とか、町村外とか、そんな使用料金を含めた垣根をとりあえず取り払うこと、さらに指定管理者等の委託など、これについてはクリアしなければならない問題がたくさんあるとは思いますが、広域圏での利活用という観点から、おおよそ各首長さん同士がきちんと頑張れば、その問題はそんなに時間がかからない問題といたしますか、私の提言はそんなに時間を要せず、十分に有効利用を図っていただけるものとするものであります。

一つの自治体が多く施設を持つことは、少子化も含め、財政難も含め、いずれ押し寄せてくることについては明確な現状でございますから、将来的にはこれらはいずれ住民負担という形で我々や我々の子供たちにはね返ってまいります。そこで冒頭に話しましたように、市町村の垣根を越えた公共施設の有効活用というものを各市町村の首長さん同士、あるいは自治体同士が連携をとりまして、ぜひ促進を図っていただきたいというふうに考えるものであります。

よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

平成19年6月に制定され、自治体財政健全化法と言われております地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、財政の健全性を判断する4つの比率及び公営企業会計については資金不足比率を公表し、それらの比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化計画を策定し、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的として制定されたものであります。

財政の健全化を判断する4つの比率のうち、実質赤字比率につきましては、一般会計の収支が赤字となった場合の標準財政規模に対する比率であります。連結実質赤字比率につきましては、特別会計を含めた全会計の赤字額の比率であります。当町の各会計の決算見込みでは、全会計とも収支は黒字となるため、これらの2つの比率が早期健全化基準を超えることはないものと考えております。

次に、将来負担比率というものがありますが、この比率は公営企業であります上水道事業や白河地方土地開発公社、広域圏、一部事務組合等の当町で出資している法人を含めた起債総額の標準財政規模に対する比率であります。現在関係団体に照会し、算出作業中であります。

4つ目の実質公債費比率につきましては、4つの指標のうち、最も危惧される比率であります。平成18年度決算の数値が公表され、当町の比率は24.1%でありました。この制度の適用を受ける平成20年度決算の比率の見込みであります。行財政改革に取り組み、補償金免除一括繰上償還や任意の繰上償還を実施することにより、早期健全化基準の25%を下回る24.8%以下と見込んでおります。

なお、平成21年度以降につきましても、過去の大規模事業の償還が順次完了することから、公債費も減少し、実質公債費比率も下降するため、平成27年度には適正団体の目安とされている18%未満となる見込みであります。現在の各指標の策定状況であります。平成19年度決算数値の公表に向けて、関連する決算統計作業とあわせて各比率の算出作業中であります。今後は、監査委員の審査を受け、9月定例会で議会へ報告し、住民へ公表する予定であります。

なお、健全化計画策定の義務づけは、平成20年度決算の比率から適用されることになっております。

次に、公会計制度についてであります。従来の現金主義、単式簿記を特徴とした自治体の会計制度に対して、発生主義、複式簿記などの企業会計の手法を導入しようとする取り組みが公会計制度の改革であります。具体的には、平成23年度までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備について総務省から要請されているところであります。総務省は自治体に対して基準モデルと総務省方式改定モデルの2種類の会計制度を提案しておりますが、その他東京都や岐阜県など、それぞれ独自の公会計制度で取り組んでいる自治体もあります。当町におきましては、自治体間の比較ができるよう、他の自治体の実施手法も考慮し、平成23年度の実施に向けて調査検討をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、近隣市町村の公共施設を相互に活用できるためのビジョン策定、広域圏での利活用促進についてのお

ただしであります、公共施設の相互利用については、平成17年の西白河郡町村会総会において各町村で管理する公共施設の共有について課題とすることとし、当時、町村会長職にあった泉崎村が事務局となり、平成18年度から事務レベルでの検討会を実施しております。昨年度まで白河市は参加しておりませんでした、対象町村の間に位置するため、今年度から検討会に参加しております。

これまでに検討会では、対象となる施設の抽出や利用状況、利用料金等についての調査、相互利用することのメリット、デメリットの検討及び先駆けて実施している自治体での実施状況等の事例調査などを行ってきたところであります。住民の生活圏が拡大する中、市町村の枠を超えて公共施設を利用することは、住民の利便性が向上するとともに、ただいま議員から提言がございました事例を含め、公共施設の有効活用が図られるものと考えております。

今後は、利用料金の設定や予約方法など、事務的な協議検討を実施する予定となっておりますが、本町といったしましては、当面、西白河地方での相互利用に向けて積極的に準備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（鈴木一夫君） まず最初に、自治体の財政健全化法に対する取り組みということについて再質問をさせていただきます。

確認の意味もあるんですが、今の町長の答弁にございましたように、平成20年度末のおおよその財務諸表の数値をどのようにとらえているかということについては、ご答弁をいただいたわけですが、将来の負担比率については9月議会においてある程度答弁はできるだろうというご返答でよろしいですね。

次に、公会計制度に対するシステム構築の概要についてということで、平成23年度実施という答弁でございましたが、これはもう少し早くできないのかと、いろいろな精査する部分もございますが、今、答弁がございましたように、一般総務省方式、あるいは公会計については2つの方式がありますが、他の市町村と比較をする上において基準を同じにしたいという答弁でございましたが、では今現在において、それでも準備するものはたくさんあるのではないかと。例えば、町で所有している土地については当然その当時の取得価格ではなくて、今の価格、今があるわけですから、そういう準備を進めておかなければ、平成23年度の公表に向けてはもう間に合わなくなってくるだろうというふうに思いますし、その点をもう少し確認をしたいというふうに思います。

次に、公共施設の活用ということで、平成20年度、今、西白河郡、白河市を含めまして検討会の実施の予定ということでございますが、平成18年度から実務レベルでやっているということですが、実際に2年たってもまだ検討会実施ということで、やはりどうしても進行が遅いのではないのかというふうに思いますので、そこから辺のところをもう一度精査をしていただいて、もう少しスピードを早くというふうに思いますので、ご答弁のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、鈴木議員の再質問についてお答えさせていただきます。

1点目の自治体財政健全化法に関するご質問でございます。

将来の負担比率について、まず平成20年末について数値がどのようになっているかという中であって、これについてはまだお答えできないというような先ほどの答弁についてでございますが、これについては平成19年度の決算統計の数値がまだまとまっておりません。その数値をはじき出すために、決算統計がまとまり次第ということになっておりますので、先ほど答弁させていただきましたように、年度後半になろうかというふうに考えておりますので、わかった時点で議員の皆様にも公表をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、公会計制度について、平成23年度実施することについて、もっと早くできないかということでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、現在調査検討中ということでございますが、これについても、もっと早くできるかできないかについても、事務担当者との協議を踏まえまして、できるだけ議員の要望に沿うようなそういうことも含めて検討を加えてまいりたいと、そのように考えておりますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

それから、西白河郡の市町村会で今実施している公共施設の連携等については、私もじくじたる思いで、今現在その経過を見守っている最中でございます。事務レベルで話をすると、どの市町村においても実施するまでにおいて調整をしなくてはならないものが多数の項目にわたるということで、なかなか思うに任せないというような報告を受けておりますが、町村会、各町村長としましてはできるだけ早い実施時期というものを唱えながら、事務の流れを見守っていきたいというふうに思っておりますが、その中であって、私たちとしましてもできるだけ早くそういった連携、公共施設の広域的な活用を図られるように努力をしてみたいというふうに考えておりますので、その点につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

これで、私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 以上で4番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議いたします。

(午前11時55分)

---

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 棚 木 良 一 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告4番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） どうも皆さん、こんにちは。

通告順に従い、順次一般質問を行います。

まず最初に、肝炎対策についてであります。

C型肝炎対策と質問通告には書いておいたんですが、B型肝炎も、そのことも一緒に質問させていただきま  
す。

まず1番目は、制度開始のお知らせと手続の援助、2番目に自己負担分についての支援策の検討、3番目には  
県に助成期間1年間とあるわけですが、1年でなくて、これも国と同様に援助してほしいと県に要望すること、  
この3点であります。

国は最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、経済的負担軽  
減や啓発活動などにより、現在5万人であるインターフェロン治療を必要とするすべての肝炎患者がその治療  
を受けられることとなります。そして、国の今年度予算によれば、肝炎医療費、管理事務費合わせて4億  
6,978万3,000円が計上されたわけであります。事業主体は県であります。B型及びC型肝炎のインターフェロ  
ン治療を対象とするもので、目的は、放置すると肝硬変から肝がんへと進行する肝炎の対策として、早期発見  
のための肝炎検査、医療費助成及び医療体制の整備などを図るとされています。事業主は福島県になっている  
わけでありますが、この助成事業が市町村にも、また肝炎患者にも情報が不徹底で、現時点では保健所へ申請  
する申請が極めて少ない状況になっていると言われております。

町当局もこのことについては、これまで、私が質問通告するまではなかなかわからないといった状況にあつ  
たわけであります。そういう点で、この肝炎治療特別促進事業という事業でありますけれども、よく調査を行  
って、そして広報紙などを使って町民に徹底を図るようにしなければならないと思います。

そしてまた、この事業の助成期間が1年間と限定されております。これらの期間延長を県に町当局が求める  
ようにしなければならないと思います。そして、自己負担限度額の階層区分は世帯の市町村民税、課税年額が  
基準となっております。このため、子供などが同居していると、患者本人の収入がなくとも自己負担限度額が  
3万円ないしは5万円となる可能性が強くなっていると言われております。この負担軽減を図るために、町と  
しても助成措置を検討してはどうかということであります。このことについて、町長の考えをお聞かせいた  
だきたいと思っております。

次に、すみれ保育園問題についてであります。

反省と教訓を明らかにすべき、町長の行政的責任もということで質問をするわけであります。

このことについては、午前中の同僚議員の質問でもあったわけでありますけれども、このことについては私  
なりに質問をしてみたいと思っております。

前の3月議会でも質問をしたわけですが、このすみれ保育園自体のこの問題は、責任はすみれ保育園自体の  
責任に負うところが大きいです。ずさんな計画と慎重さを欠いた運営が生み出した公金の浪費、町民に与え  
た損害から考えますと、行政の責任は免れないところであります。しかし、問題の発生の根源は幼稚園、保  
育園の民間委託、民営化を前提とし、現状を無視した施策の強行で、その体制が十分かどうかの精査を怠り、補  
助金を支給すれば認定保育園になると安易に考えたことに、その原因の一つがあったのではないかと思うわけ  
であります。教育、文化、福祉など弱者に対する公的機関の民営化について、あらゆる場面の想定と慎重な計  
画のもとに進めないと、結果として高上がりになっている例も見られるわけであります。

今回の例などもそうだと思うんです。新年度当初予算に会田病院の託児所に2,200万円、これを補助をするということを見ても明らかではないでしょうか。民間委託、補助金支給など公金支給の際は、その団体、法人を十分検討することが重要であると教訓にすべきであります。その団体法人のミスによって生じた損失の責任は申請者と最終認可者にあり、自治体にあつては町にある。場合によっては、チェック機関である議会に及ぶことがあるのが現在の潮流であると思います。

補助金交付要綱の不備であります。今回補助事業廃止届が提出されるまで、その経営状態が不明であったことはその定めがないためではないかと思えます。補助金など公金が支出された場合は、その人について追跡調査、経営監査を明記すべきであります。加えて、だれの任務とするかも決定し、特に民間委託の場合は、日常監査も必要かと思えます。その部署も必要になってくると思えます。そういった点について、いろいろと今回のすみれ保育園の問題については町当局も反省と教訓を明らかにして、二度とこのようなことがないようにしていかなければならないと思えます。

2番目に、認可取得支援のあり方の問題についてであります。

認可取得支援については、先ほども言いましたように、十分検討しないで安易に考えての執行は失敗であったことが明らかになったわけであります。すみれ保育園を当初から念頭にした支援措置、補助金交付要綱の作成は、すみれ保育園ありきの特定団体補助が目的で、補助金制度のあり方として極めて不適切であったと思えます。今後も無認可保育園の認可取得支援を続行するのか、そういう点では非常に疑問が残りますので、それらもあわせて町長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

なお、3月の議会でも質問したわけでありますけれども、町長は、私の責任問題についてはしかるべき時期にしかるべき対応をしまいたい、ご理解とご協力をお願い申し上げますと言ったわけでありますけれども、それらについてはどのように対応するのか、お聞かせいただきたいと思えます。

私は、民間委託については、それほどの財政効果はないというふうに思っております。従来、認可保育所の運営費は国が半分、残り半分を県と市町村が折半して負担してきたわけであります。しかし、平成16年度から公立保育所運営費の国庫負担金が削減され、一般財源化されました。民間保育所運営費は従来どおりであります。市町村では保育予算の確保が困難になり、経費削減や保育料値上げなどで対応するほか、公立保育所民営化の方向を強めざるを得なくなったわけであります。我が町においても財政再建の名のもとに、経費削減のため保育園、そして幼稚園の民営化の方針が出されたわけであります。町当局は、民営化すれば国や県の負担金が見込まれる。これにより町の財政負担が少なくなると。今回もこの保育園に関する説明資料、平成19年9月27日の全員協議会でも認定保育園、そして町の保育園との比較では1,040万円が軽減できると試算したわけであります。確かに、町財政の負担軽減にはなるかと思えます。しかし、この試算ほどの財政効果は期待できないと思えます。

民営化は、保育の質を確保する点から問題があります。今、少子化の問題や子育てノイローゼ、児童虐待などが社会問題になっており、子育て困難と言われる時代、子育ての悩みについて何でも相談できる保育所が求められています。そのためには、いろいろな年齢構成、人生経験を持つ保育士がいて、時と場合によってはいろいろなことを相談できる条件、体制が必要であります。ところが、民営化の目的は経費削減、特に人件費を抑えることですから、保育士は長く働き続けることができず、どうしても経験の少ない保育士が多くなり、求

められる保育に対応することが難しい状況にあります。

今、行政に求められているのは経費削減による安上がりの保育ではなく、保育の質を高めていくことであります。そのためには、長時間子供とかかわり、子供の健やかな成長を保証する専門職としての保育士に安定した身分を保障し、しっかりとした体制を整備することではないでしょうか。幼児教育については、そのためには町が責任を持ってやっていく。このことが基本であろうと思います。そういった点で、やはり保育園、幼稚園は民営化をしないで、町が責任を持ってやっていくべきではないかと思いますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、矢吹町の国保税、2008年度はどうなるということで質問をさせていただきます。

町の国民健康保険、国保税は福島県内で郡山市に次いで2番目に高い国保税の町となっているわけであり、町民の皆さんからは高い国保税、何とか引き下げてほしい。こういう切実な要望が私どものアンケートの中にも出てまいります。そういった点で、今度は後期高齢者医療制度がこの4月からスタートし、老人保健制度の廃止と相まって国保会計から抜けていくわけであり、そういった点で国保会計がどうなるのか、そしてまた、退職者医療制度の廃止と前期高齢者医療制度の創設で国保会計はどうなるのか、また今度は特定健診、保健指導の導入で国保税はどうなるのか。また、75歳以上が国保から抜けることによる国保税への影響は、低所得者及び国保の軽減世帯、75歳以上が国保から抜けることによって収納率がどうなるのか。国保税への影響は、結果として2008年度の国保税の課税率はと、こういうことで質問通告に書いておきました。

そして、7番目に、県内2番目に高い国保税、今年度の見通しと、その対策はと、こういうことであります。それらの点について町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度に対する怒りが全国津々浦々で吹き上がっています。後期高齢者医療制度で年金から2度目の保険料天引きが行われた13日、高齢者や民主団体、医療関係者らは同制度の中止、廃止を求めて全国各地で抗議や宣伝、署名、座り込みなどが行われました。後期高齢者医療制度は、悲惨な戦争をくぐり抜け、戦後の日本を築いてきた高齢者を足げにする全くひどい制度であります。この制度は2006年に自民党と公明党が医療費の抑制を図ることを口実に、医療改革法を強行採決してできた制度であります。最大の問題は、75歳以上の人はすべて後期高齢者とし、該当者は今まで加入していた医療保険から強制的に脱退させられ、この新しい後期高齢者医療保険に加入します。今まで家族の扶養として保険料を支払う必要がなかった人たちからもすべて保険料を徴収します。さらに保険料は年金から天引きし、さらに年金月額1万5,000円未満の人、無年金者は自分で必要金額を窓口に入ります。もし、保険料を滞納すれば、保険証を取り上げられますなど、世界にも例がない年齢差別の医療制度であります。まさに、命にかかわる大問題であり、決してこのまま継続させることは許されません。このような後期高齢者医療制度については前の中曽根元総理大臣、あるいは堀内光雄自民党元総務会長、後期高齢者は死ぬということかと、78歳の私も保険証を返却した、直ちに凍結せよということで、反対しております。こういったことについて町長の認識をお尋ねするわけであり、

町長は、3月議会で同僚議員に答弁をしております。何と言ったかといいますと、少子高齢化社会を迎え、ますます増大すると見込まれる医療費、特に高齢者の医療費を安定的に賄うために必要な制度であると認識しております。今後とも広域連合と連携を図りながら、制度の定着に努めていきたいと考えておりますので、ご

理解とご協力をお願いしますと言っているんであります。皆さん、これで町民の命、暮らし、守れるでしょうか。このような町長の認識では、福田総理や舛添大臣からは歓迎されると思いますが、町民の皆さんからはとんでもないと怒られると思いますが、現在もそのような認識に立っているのかどうか、お尋ねをするものであります。

そしてまた、この制度が実施され、町民にも大きな影響が出てきています。町内には現在1,726人の後期高齢者の方がいます。そのうち、年金月額が1万5,000円未満の方や無年金の方が178人います。我が町からは特に生活困窮者に対して、保険証の取り上げなどは絶対にしないようにしていかなければならないと思いますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、今、この後期高齢者医療制度については、参議院では中止撤回を求める法律が国会で可決されております。衆議院で審議されるようになってはいるわけですが、そういった点では、この後期高齢者医療制度について国民からの反発が強まり、連日マスメディアが取り上げています。政府は制度の一部先送りや長寿医療への解明など小手先の見直しで乗り切ろうとしておりますが、この制度の仕組みや問題点が知られるにつれて、自治体、高齢者団体、医療関係機関などに政治的立場を超えて中止や撤回を求める運動が急速に広がっています。町長は、地方自治体の長として、町民の命と健康を脅かすこの制度の撤回と廃止を求める運動の先頭に立つことが私は責務であると考えますが、町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

初めに、C型肝炎対策についてのおただしであります。県が実施する肝炎治療特別促進事業は、B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療を必要とする方に対して、医療費の一部を助成する制度であります。肝炎治療のすべてが対象となるものではありませんので、県は医療機関を通して対象となる方へ周知しており、市町村へ広報の依頼は来ておりません。町といたしましては、検診時に実施される肝炎検査で早期に発見し、精密検査が必要となった方に対して受診を勧めるとともに、まだ検査を受けてない方に対する受診勧奨と助成制度の周知をしていきたいと考えております。

また、自己負担分について支援策を検討すべきではないかとのおただしであります。厳しい財政状況と人工透析が必要な慢性腎不全など、特定疾病の治療を受けられている低所得者の方に同額の負担をいただいている現状から、助成は現在考えておりません。しかし、おただしの国と同様に県の助成期間も同じくしていただきたいとのことについては、県の動向及び県との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、すみれ保育園についてのおただしであります。その後の経過等につきましては、先ほど青山議員のご質問にお答えをいたしましたとおりですが、補助金交付規則にのっとり、実績報告に基づく精査により返還金が発生し、返還命令をかけ、今後は納入確約書に基づき返還いただくことになっております。先ほど、町政報告の中で、保護者の皆様、町民の皆様に対しておわびをさせていただいたところでございますが、今後はこれを教訓として二度とこのようなことがないように、時代やニーズに合った保育行政の実現に向けて、職員と

ともに一丸となって各種事業に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解をお願いします。

また、おただしの保育園の民営化のあり方については、今後も幼稚園、保育園に関する基本方針に基づいて、議員おただしのことのないよう、つまり保育の質を低下させることなどのないよう、教育委員会と連携を密にしながら鋭意努力を重ねてまいりたいと考えております。

なお、無認可保育園の認可取得支援についてのご質問につきましては、教育長より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、老人保健制度の廃止と、後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険特別会計への影響についてのおただしであります。平成19年度において国民健康保険特別会計からの老人保健拠出金は3億4,907万1,000円でした。平成20年度は3月診療分の老人保健拠出金が5,104万8,000円、後期高齢者医療支援金が2億4,115万円、合計2億9,219万8,000円で、差し引き5,687万3,000円の歳出減を見込んでおります。

次に、退職者医療制度の廃止と前期高齢者制度の創設に伴う国民健康保険特別会計への影響についてであります。平成19年度において退職者医療費に対する療養給付費交付金は1億9,733万9,000円でした。平成20年度は64歳までの退職者医療費に対する療養給付費交付金が7,343万3,000円、前期高齢者医療支援金が2億7,927万7,000円、合計3億5,271万円で、差し引き1億5,537万1,000円の歳入増を見込んでおります。

次に、特定健診・保健指導の導入に伴う国民健康保険税への影響についてであります。歳出では1,903万4,000円を見込んでおります。歳入では国・県支出金各235万円の合計470万円を見込んでおります。差し引き1,433万4,000円が国民健康保険税の対応になるものと見込んでおります。

次に、75歳以上が国保から抜けることによる国保税の影響についてのおただしであります。最初に国保加入者から後期高齢者医療制度に移行しました被保険者数は約1,800人で、国保全体の23.4%を占めております。また、前年度の加入者全体の所得額と75歳以上の高齢者を除いた本年度の所得額を1人当たりで比較してみますと、前年度が68万円、今年度が73万円で、5万円ふえております。ふえた理由としましては、低所得者や国保軽減世帯が後期高齢者制度へ移行したことによるものと考えられますが、所得額がふえることにより、税率を前年度同額で算定した場合でも1人当たりの調定額、つまり課税額がふえることとなります。さらに、国保加入者が後期高齢者支援金として国保税から負担することになっておりますので、将来的には医療費の動向等にも左右されますが、新たな国保負担増が予想されます。

次に、75歳以上が国保から抜けることによる収納率と国保税の影響についてのおただしであります。議員ご承知のとおり、国保税は世帯主課税でありまして、75歳以上の方が世帯主の場合、また、息子等の扶養になっていた場合、さらに所得、資産、被保険者数等によりさまざまなケースが想定され、確実なデータとして持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただし、65歳以上から74歳までの前期高齢者と言われます年金からの特別徴収世帯につきましては、収納率の向上が見込まれるものと思われまます。

なお、特別徴収世帯は353世帯、概算徴収額は約4,000万円であります。

次に、2008年度国保税の課税率についてのおただしであります。後期高齢者医療制度、長寿医療制度の創設により、国民健康保険税から後期高齢者の支援金に充てるため、医療分、介護分に加え、新たに支援金が追加されます。支援金が追加されることにより、課税賦課限度額を見直し、医療分については56万円を47万円に

変更し、支援金分を12万円に設定するものです。介護納付金の賦課限度額については9万円を据え置くものであります。限度額としましては実質3万円引き上げられております。

なお、税率につきましては、過日、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得まして、前年度と同額の税率といたしました。また、後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳以上の方が国民健康保険の世帯主であった場合を特定世帯といい、その世帯の平等割額を半額にする激変緩和の措置が図られております。

次に、県内2番目に高い国保税、今年度の見通しとその対策についてのおたただしであります。国民健康保険税はその年に必要とされる医療費の総額に対して、国・県支出金等を差し引いて必要とされる額を国民健康保険加入者の所得等に応じて負担していただくものであります。1人当たりの国保税の算出方法は現年分の調定額を年間平均被保険者数で除して算出されます。本年度の国保税の算定に当たっては、医療費の伸びや国保税の徴収率91.6%を試算したところ、約1億1,000万円の不足が予想され、国保加入者の受益者負担増を避けるため、国保基金から6,000万円、一般会計から5,000万円を繰り入れすることにより、平成20年度の国保税については税率を据え置き、平成19年度の医療分と平成20年度の医療分、支援金分を合計したものを同率同額に、介護分は据え置きにするものであります。本年度の1人当たりの調定額は、試算ではあります。本年度が10万8,353円、前年度が10万3,215円で、前年対比5,138円の増となっております。ふえた理由としましては、課税所得が伸びたものであります。

税務課におきましては、職員数も現状維持であります。収納対策室担当課長を新設し、徴収体制の強化を図り、さらなる徴収率の向上に努めてまいります。

医療費の抑制につきましても、特定健診、保健指導が保険者に義務づけされておりますので、成果を得られるよう努力を重ねてまいります。

国保制度の運営につきましては、国保基金も底をつき、さらに一般会計から5,000万円を繰り入れておりますので、国保財政は創設以来の危機となっております。町といたしましては、国保税の徴収率向上や医療費の抑制に最大限の努力をいたしますが、それでも予想を超える国保財政の悪化に陥りました場合には、国保会計の現状を町民にご説明いたしまして、理解を得ながら受益者から応分のご負担をお願いするようになるかと思われまので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度に対する認識、対応についてのおたただしであります。老人保健制度で課題であった現役世代と高齢者世帯の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするために創設されたものと認識しています。しかしながら、制度創設に伴い、社会保険の被扶養者であった方も保険料を新たに負担することになるなどの指摘があることも事実であります。激変緩和措置などの対応策も織り込まれておりましたが、不十分な点もあるとの指摘をいただいている状況にあるものと考えております。国においても改善案を練っている状況でありますので、町民の要望等、機会をとらえて伝えていきたいと考えております。将来的には国民健康保険も県単位で運営し、後期高齢者医療とともに一体的に取り組むべきではないかと考えておりますので、市町村単位の運営に戻す中止と撤回を要望する考えは持っておりません。

最後に、後期高齢者医療制度の創設によって町の一般健診から除外される75歳以上の高齢者にも、これまでどおり健診を実施することのおたただしであります。後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、今までどおり健診を受けていただくことができることになっております。

なお、後期高齢者医療広域連合では1,000円を自己負担していただくことになっておりますが、町が負担し、今までどおり無料で受診できるよう予算措置をしております。がん検診につきましては、町の事業として町民を対象に実施いたしますので、今までどおり受診できるようになっております。

なお、低年金者、無年金者の問題についても今後広域連合全体の問題でもあり、広域連合と十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 棚木議員からご質問いただきました、今後も無認可保育園の認可取得支援を続けるのかとのことについて私からお答えさせていただきます。

先ほど、青山議員のご質問でも、すみれ保育園の運営補助はその時点での最善の策であると判断したとお答えしたところでございます。今後におきましては、ひかり保育園の社会福祉協議会への完全移管に向けた協議や認定子ども園設置に対する協議や助成の検討などを進めながら、幼稚園、保育園に関する基本方針の見直しを図ってまいります。新たな無認可保育園の認可取得という保育園が出てまいりましたときには、その補助の是非について、今後議員の皆様と協議をしながら慎重に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（棚木良一君） 再質問をいたします。

まず最初に、肝炎対策についてであります。

町では、成人病検診のときにそれらのPRをするということですが、やはり医療の根幹は早期発見、早期治療であります。矢吹町は福島県内に先駆けて成人病の無料検診をずっとやってきたわけでありまして。そういう点でやはり町民一人一人のデータ、いわゆるそういった医療データ、それを把握して対応していかなければならないというふうに思うんです。前にも一般質問で言いましたように、長野県の事例を参考に取上げたわけですが、やはりそういったところでは、こういった肝炎対策についてもやっているんです。ですから私は、今回の場合には町のお金でなくて県の事業であります。国の事業であります。ですから、そういったPRを進めて広報で漏れなく町民に知らせる。それはできるんじゃないかと思うんです。どんなことをしても、やはり町民の健康を守る。これを放置すれば重症になってからでは、やはりそれだけに医療費もかかる。町の国保財政もますます容易でなくなってしまうので、そういった点でせめて広報で漏れなくPRを徹底させていただきたいというふうに思いますので、その点について。

それと、県に要望するというような点では私も理解いたしますので、そういった点では強くお願いをしたいと思っております。

2番目に、すみれ保育園の問題でありますけれども、町長は、私の責任問題についてははしかるべき時期にしかるべき対応をしてまいりたいということで、午前中の同僚議員の質問で謝罪をしたということで、それは責

任だというふうに理解するのかどうか、そのほかに責任はないのか。あと、いわゆるすみれ保育園からの返還が毎月ということで、これから返してもらおうわけですが、返されなかった場合、どういう対応をとるのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

保育園、幼稚園の町の町長の方針でありますけれども、いわゆる民間委託、指定管理者制度にしていくんだということでもありますけれども、これについては町民の声としては、私ども2月にアンケート調査した中では、やはり圧倒的に民間委託はしないで町が独自にやってほしいと、これまでどおり。そういう声が強いわけです。やはり指定管理者にして民間委託をすれば、今回のすみれ保育園の問題のようなことが起きるわけですので、そういった点についてやはり方針を変えていただきたいと。そして町が幼児教育については責任を持って進めていっていただきたいというふうに思いますので、そういった点について再度お答えいただきたいと思います。

次に、国保の問題であります。

国保財政についてですが、今までになく大変厳しい国保会計になってきたわけでもあります。もう町としても限界だと思えます。これは矢吹町ばかりでなく、全国どこでも容易でなくなっているというのが実情であります。特に、国庫補助金が、元総理大臣の中曽根さんが総理大臣になったとたんに、45%から38.5%に切り下げられた。当時の厚生大臣は福島県選出の渡部恒三さんであります。それから、そのために国保税がばんと上がったんです。ですから、町民の皆さんからもこの大変容易でないときに、また来年も引き上げられると、こう言ったら、来年は福島県内で一番高い国保税の町になっていくんではないかというふうに私は心配をするわけです。特に、郡山市は今年度から資産割をなくしましたので、なおさらのこと矢吹町が一番高くなっていくんではないかと思います。町民の皆さんの暮らしは大変厳しくなっております。特に、原油の高騰、あるいは穀物の高騰、ありとあらゆる物価が値上がりをしておりますので、そういったことも考えて対応していただきたいというふうに思います。

特に、国保の問題については、やはり先進地に見習うと、そういったことが私は大切ではないかと思えます。やはり町民の一人一人の健康についてチェックをする。今、個人の病院でも玄関から病院まで送り迎えをしているわけですから、そういったときにやはり黙って見ていたんでは大変だと思えます。ですから、病気は早期発見、早期治療がやはり医療の根幹ですから、そういったことに力を入れていかなければならないのではないかと思いますので、そういった点で頑張っていただきたいというふうに思います。

そして、町長は3月議会で、県内で2番目に高い国保税について、平成18年度一般現年分の徴収率87.29%では国の調整交付金を7%減額されておりますが、減額されない93%を達成しますと。増収と相まって9位までランクが下がる試算結果となっております。そのために税務課内に収納対策室を設け、平成19年度は現年分の徴収率を、平成18年度分より2%アップを目標に取り組んでいるところでありますと答弁しているわけです。そういった点で今年度は、平成19年度は県内で何番に下がったのか、上がったのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

次に……

- 議長（柏村 栄君） 柵木議員、残り1分ですから。
- 6番（柵木良一君） 後期高齢者の医療制度についてであります。

後期高齢者の医療制度の問題ではやはり75歳以上を別にして囲い込むというやり方、そして2年でいわゆる保険料の見直しがありますので、天井知らずに上がっていくわけですので、特に矢吹町のお年寄りの皆さんにとってはもう大変な負担になってまいります。国民年金の方でも平均4万円ぐらいです、月もらっている方が。それが介護保険と後期高齢者の医療制度で保険料を合わせますと、もう1万円以上になるわけですから、そういった点でやはり町長は町民の暮らしを守ると、そういう立場で国に対しても、悪法に対しては町民の立場に立ってやはり国に物を言う、そういう立場で頑張っていたきたいというふうに思います。

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、時間です。

○6番（棚木良一君） その点について、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員の再質問についてお答えさせていただきます。

最初に、健診時に県内に先駆けて成人病の無料検診などを実施して、医療の町だというような位置づけにもあるにかかわらず、町の対応としてはいかなものかと、今後、予防医療の観点から、大いに周知徹底を広報などを通じてやってほしいというようなことについても、私も同感だというふうに思っております。今までも矢吹町については、さまざまな医療制度について斬新的な考え方のもとに実施してまいりましたが、なかなか国保会計のほうは、医療の伸びと相まって運営についても厳しくなっているというような内容でございます。それをもちまして、平成20年度から新たな事業として、ヘルスステーション設置事業を予算化したことについては議員もご理解いただいたかと思っております。今後も個人個人の医療データ等をきちんと把握しながら、科学的なデータ、数値に基づいて個別対応を図っていくと、それが予防医療につながるだろうという考え方は私自身も持っておりますので、新たに予算を計上をしながら実施していくということで本年度予定しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

私も棚木議員が言われるように、町民の健康を守るというようなことを主眼に、今後も鋭意努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、すみれ保育園の道義的な責任問題についてでございますが、これについては、13日の議会の初日の町政報告でも謝罪をさせていただきました。また、先ほど青山議員のほうにも質問をいただきまして、道義的な責任という問題で私自身謝罪をさせていただきました。保護者並びに関係者にご迷惑をおかけしたことにについては改めて謝罪を申し上げたいというふうに思います。私の責任のとり方についてはそのような考え方で皆様の前、そして町民の前に明示していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、民間委託について、議員のほうからアンケート調査を実施したところ、圧倒的に反対する意見が多かったというような、そういう話でしたが、私自身、それについて認識はしておりませんので、また後ほど、そんなアンケート等についてもお見せいただくなどをしながら、今後考えていきたいと思っております。いずれにしても、幼稚園、保育園の運営に関する基本方針に基づき、さまざまな保育ニーズに対応するというような言い方をさせていただいておりますので、民間委託については先ほども答弁させていただきましたように、今後、継続をしてみたいというふうに考えております。ただ、皆様のほうに、さらには保護者の

ほうに迷惑がかかることのないように、保育の質が、サービスが低下することのないように、保護者に十分満足のいただけるよう、運営に当たっては細心の注意を払っていきましますし、またいろいろな課題等が出ました場合についても、議員の皆様と協議をしながら課題解決に向けて、よりよい幼稚園、保育園の運営に努力してまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらには、国保税でございます。県内で2番目に高い国保税ということについては、矢吹町としましても大変ありがたくない、そういうランクづけになっているわけでございます。この内容等については、私も3年間ずっと据え置きをさせていただいた、税率等についても据え置きをさせていただいたと。それで、平成20年度の予算編成に当たって想定を超える範囲で税収の不足、さらには医療費の高騰等がございまして、町のほうとしては先ほど答弁させていただきましたように、国保会計の支払準備基金のほうから6,000万円、一般会計の財政調整積立金から5,000万円、それらを取り崩して今回値上げをしないと。据え置いたということをしていただいたんですが、これについては苦渋の選択でもないわけではありません。

これについては、国保に加入している人は約3,000世帯ぐらいです。そうすると6,000世帯あって、社会保険等を含めて加入する世帯があると。そうした意味合いにおいて、国民健康保険については特別会計ということで、一般会計とは一線を画した中で運営をされていると、そういったことについても棚木議員も既に十分ご承知かと思いますが、そういったことも含めまして、今後先ほど答弁させていただきましたように、医療費の伸びを抑制しながら税の徴収率の向上を図って、さらには予防医療の観点から、先ほども答弁させていただいたように、万全を期して行って、できるだけ住民の負担にはすぐに結びつける、つまり値上げありきという考え方ではなくて、あくまでも税の徴収率の向上、医療費の抑制というものを前面に出しながら、ちょっとでも国保会計が収支が調整できないということであれば、先ほど答弁させていただきましたように、十分に住民のほうに事情を説明しながら理解を求めて値上げというようなことで、公平な負担という観点も含めてお願いをするということも想定されますので、この点についてもご理解をいただきたいと思えます。

なお、先進地に見習うということで、先進地の事例も十分研究をしながら、調整交付金ということで交付税が減額されることのないよう町のほうも努力しました。その結果、平成18年度対比で国保の徴収率も2.63%アップしまして、91.18%の徴収率ということでアップしておりますので、その点についてもつけ加えておきたいというふうに思っております。

後期高齢者、先ほど私のほうからもるる説明をさせていただきました。制度ができたために、それを安易に承知するというのではなくて、是々非々ということで、町としても言わなければならないことについては私もこれからは広域連合のほうと話し合いをしながら、是正を必要とされるものについては町民の声を聞きながらそういった要望をしてみたいと、そのように考えております。

ただ、棚木議員が先ほど話ししましたように、すべての方が高い税金に悩むというようなことは今回、長寿医療制度の保険料と今までの国民健康保険税との比較ということで、調査資料というものが出てきたわけですが、例えば単身世帯、さらには夫婦世帯、なお、夫婦世帯であって妻が75歳未満、同居世帯というようなことで、いろいろと検討資料が国保と今回の後期高齢者医療制度、長寿医療制度の比較表があるんですが、すべての項目にわたって75歳以上、矢吹町の方については税金が安くなったというような、そういう数値も出ていることも申し添えておきたいと思えます。これらについては手元に資料がございまして、後ほど皆さん

のほうにもお配りしながらご理解をいただければというふうに思っています。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で6番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

暫時休議いたします。

（午後 1時55分）

---

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 2時06分）

---

◇ 熊 田 宏 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告5番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、教育行政につきまして一般質問させていただきます。

学校教育についてということで、5点ございます。

①番、小・中学校の学力向上策についての具体的な内容はということで質問します。

ゆとり教育の失敗で塾に頼らざるを得なくなった公立学校ということで、今、小・中学校の学力が低下しております。例えば、杉並区立和田中学校では、皆様ご承知のとおり、夜स्प、夜スペシャル、都内の大手の進学塾サピックスに依頼して、夜、有料で授業をやっているということでございます。また、近くの矢祭町でも土曜スクールというものが始まりました。これは町の教育委員会が小・中学生の学力向上、並びに学習サポートを目的に、郡山市にある学習塾と委託契約を結び開校したものであります。小学校の5、6年と中学校3年生を対象にしております。英語、数学の授業を3月まで1年間やるわけでございますが、冬休み中は受験に向けて中学生に対して集中的に指導するということであります。また、教育基金としては、町内にあるフィルターメーカーの会長から1億円の寄附がなされ、教材料が無料で提供され、町内の対象児童・生徒の約6割に当たる212名が受講されているということであります。

さて、それでは我が町ではどうするのかということでもあります。平成20年度の学力推進事業の一環としても既に第1回幼保小中交流会ということで先日研修が行われました。また具体的な施策、方策が示されておりませんので、それに対しまして教育長のお考えを伺います。

②番、全国の学校で教育費と図書購入費の使われ方が適正ではなく一部問題になっている。当町では問題なく適正に使われてきたか、また今年度予算についてはどうかということで伺います。

まず、教育費の中でも教材費であります。3割以上が教材費以外に使われております。具体的に申し上げますと、平成18年度の文科省の決算数字で見ますと、813億円について文部科学省が確認しましたが、実際に教材費として購入に充てられたのは66%の533億円であり、34%も教材費以外に使われています。教材費というのは小学校、中学校で使われる地図やピアノや、それらの教材でございます。

また、図書購入費についてですが、これは金額ベースで200億円あったものが、小・中学校向けで89%、中学校向けで88%が財政状況の難しさ、厳しさを理由に、図書購入費に充ててはおりません。ちゃんと使われたのは、東京都、大阪府、福岡県の3都府県で、残りの44道府県で流用がありました。これはどうしてこうなるかという、図書購入費という名前はついておりますが、交付税措置で県に来て町に来ますので、そのお金を流用してもいいということがありますので、そういう使われ方をしております。現に福島県でもそうでありませぬ。では、我が町ではどうかということで、決して教育を軽んじていることはないかと思いますが、その辺をお聞きします。

③番です。今年度の全国学力テストの公表結果についてと、それをどう考えているかということでお聞きします。

前議会、前々議会でも伺いました。なかなか教育長の答弁では公表は難しいということでもあります。しかし、これから学力向上に取り組んでいくのに、現時点の学力がどうで、どういう取り組みをしてこうなったという結果を示さなければ、町として学力向上に取り組んだ、その結果の評価をするときに根拠となるものがありませんので、ぜひ全国学力テストの結果の公表につきまして当町でもやっていただきたいと思います。3月議会で質問した後も東京都の2区及び2市で公表がなされております。ぜひ矢吹町、栗林教育長にも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

④番、矢吹中PTAのOBの方で子供たちの健全育成のために活動しようという動きがある。教育長はこれらをどうとらえ、どのような姿勢でかかわろうと考えるかということでお聞きします。

ればたらで話をしてはいけないかと思うんですが、教育長におかれましては、町の青少年健全育成推進会議の会長をされております。6月3日にも総会がありました。ですので、そういう方たちの思い、行動をどういうふうにとらえ、どういうふうな協力をされていくかということで、学習と同じく健全育成も子供にとって、町にとって、地域にとって、日本にとっても大事なことです、伺いたいと思います。

最後にです、⑤番、教育長として1年が間もなく経過しますが、その反省と今後の方針はということでお聞きします。

本日も同僚議員から、すみれ保育園の件とかいろいろ質問がされております。1年目から大変厳しい仕事、状況、質問を受けておられると思いますが、その辺につきまして教育長のお考えを教えてくださいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学力向上についてのおただしですが、熊田議員がご指摘のとおり、杉並区立和田中学校では夜スペシャルと銘打って学校の教室を使った塾講師による夜間の授業を、成績上位者を対象にことし1月から開始しました。

また、県内を見ますと、川内村では昨年度から実施しておりますかわうち興学塾と、ことし4月から土曜ス

クールを開始した矢祭町の取り組みが報道されております。両町村とも郡山市の予備校、学習塾を経営する同じ会社に委託しており、川内村では小学5、6年生が国語と算数を毎週1回、中学1、2年生が英語と数学を毎週2回、中学3年生は英語、数学、国語、理科、社会を毎週2回学習しております。

また、矢祭町では、町への進出企業からの寄付金をもとに創設された基金により運営しており、小学5、6年生が国語、算数、英語を土曜の午前中に、中学3年生が国語、数学、英語を土曜日の午後にそれぞれ学習しているとのことであります。

矢吹町におきましては、これまで幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校が参加して、学力向上推進支援会議の事業を行ってまいりました。毎年交流授業や町単独の学力テストなどを実施しており、昨年度末には全国学力テストに向けて各小・中学校に問題集の配付なども行いました。今後におきましては、この学力向上推進支援会議を中心に、学力テストの結果を分析して各学校での指導に生かすとともに、放課後子どもプランの放課後教室の検討内容に対応した取り組みなども行ってまいりたいと考えております。

また、学習塾等の協力を得ながら、長期休業中に課外授業などを行うことなどの検討もしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、教育費や図書購入費の使われ方や予算についてのご質問にお答えいたします。

熊田議員がおただしの教育費や図書購入費につきましては、地方交付税において措置されておりますが、先日、学校図書館図書の購入費の予算措置が、全国市町村において地方交付税措置額の78%しか予算化されていないという新聞報道がされました。文部科学省では、学校図書館蔵書の目標冊数である学校図書館図書標準を定めておりますが、町内小・中学校の状況を見ますと、古い図書を処分したことなどにより比率が変わり、充足していない学校と100%を超えている学校があります。

矢吹町の平成19年度における学校図書館図書の地方交付税措置額と町予算を比較しますと、小学校費では交付税措置152万9,000円に対し、町の最終予算は民間企業からの寄附などもあり175万円、114.5%でありました。また、中学校費につきましては、交付税措置123万9,000円に対し町最終予算は87万2,000円、70.4%でありました。

地方交付税の最終的な使途は自治体の判断にゆだねられている背景があり、すべての行政経費について交付税基準額どおり予算配分がされていないという事情があります。実際には、交付税基準による経費総額、これは基準財政需要額ということですが、この経費総額から収入総額、基準財政収入額を差し引いた不足額、交付基準額に対して交付され、平成19年度基準財政需要額に対する交付額の比率は約46%となっております。これを先ほどの学校図書館図書費予算額に当てはめますと、小学校費の交付税70万3,000円に対し、予算が175万円、248.9%、中学校の交付税57万円に対し予算額が87万2,000円、153%となります。

なお、平成20年度の当初予算額は小学校費が128万6,000円、中学校費が54万8,000円となっております。町では、これまで教材費や図書費についての当初予算を児童・生徒数や学級数により計上してまいりましたが、中学校の予算配分比率が交付税基準や学校図書館図書標準と比べて低い状況となっていることから、今後におきましては、各学校の図書数の確保のため、改善に向け努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、今年度の学力テストの結果公表についてのご質問にお答えいたします。

3月議会におきましても熊田議員からご質問をいただき、お答えさせていただいたところですが、今年度の全国学力テストの結果公表につきましては、基本的には平成19年度の結果公表と同様、国や県の指導に沿った形で対応したいと考えております。

なお、文部科学省の調査結果の取り扱いについての指導によりますと、調査結果の公表に当たっては、本調査により測定できる学力は特定の一部であることを明示することとされ、市町村教育委員会においては、公立学校全体の結果を公表することについては教育委員会の判断にゆだねることとされておりますが、個々の学校名を明らかにした公表は行わないことなどが示されているところですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、矢吹中PTAのOBの方々が、子供たちの健全育成のために活動を予定しているというおただしについてお答えいたします。

中学校のほか、小学校、幼稚園、保育園も含めて、PTAや保護者の皆様には日ごろから各校、各園の奉仕作業や防犯パトロールなどにご協力をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

矢吹中学校のPTAのOBの方々が、子供たちのために貴重な時間を割いていただきながら活動を予定されているということは、大変ありがたいこととありますので、子供たちの安全・安心対策の事業の一環ととらえた対応ができればと考えております。具体的にどのような活動をされるのかわかった時点で、例えば、子ども見守り隊や教育ボランティアの方々と同じように活動保険に加入するなどの検討や、必要に応じた予算対応などを検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育長として1年が経過するが、その反省と今後の方針はとのおただしについてお答えいたします。

就任させていただいてから間もなく1年になろうとしていますが、矢吹町の次代を担う幼児から生涯学習に取り組む先輩のお年寄りまで、それぞれの学校や園で楽しく充実した生活を送り、そして文化の薫りを感じ、スポーツにいそしみ、明るく心豊かに暮らし、矢吹町に生まれてよかった、矢吹町で暮らしてよかったと思っただけのような矢吹町にすべく、教育委員会の責務を全うしたいという思いでございます。しかし、現実には思うに任せず反省することも多々ございます。3点申し上げたいと存じます。

1つ目は、生涯学習の諸事業や、公民館活動のさらなる活性化をどう図るかであります。

2つ目には、幼稚園、保育園並びに小・中学校における教育と保育内容の充実発展と、小・中学校教育の連携の一層の発展であります。

3つ目には、安全・安心な園舎、校舎等の確保と、これからの幼児教育、保育と小・中学校教育のあるべき姿等を長期的見通しと短期的な見通しに組み分けて、教育行政を進めていくこととでございます。

そこで、今後の方針でございますが、初心を忘れることなく、教育委員会の課題解決に向けて事務局職員とともに努めてまいりたいと存じます。

まず第1は、より一層の生涯学習の振興でございます。矢吹町では本当にお年寄りが頑張っております。お年寄りの皆さんが主体的に寿大学やサークル活動など、よくやったださっております。そこに、もう少し若手の方々をもどう巻き込んで活動の輪を広げていくか。生涯学習課の職員とともに研究しながら取り組んでいきたいということとあります。

第2には、矢吹町の幼稚園、保育園、小・中学校のあり方について、安全・安心な学校づくりとあわせて将来にわたってどうあるべきか。長期的な見通しを立て、また短期的に取り組むべきこととあわせて検討していきます。幼稚園、保育園に関しましては、平成18年度策定の基本方針をもとにして、町民の皆様の考えなども伺いながら、町部局とも調整しつつ、教育委員会として教育振興計画策定とあわせて考えていきたいと思っております。

第3には、伸び伸びと園や学校生活を送り、心豊かにかつ確かな学力等も身につけて、自信を持って世界に羽ばたく子供たちの育成であります。どの子もよい子になりたいし、認められたいし、学習内容がわかるようになりたいし、できるようになりたいと思っています。また、褒められればうれしいものです。そして、悪いことをすればしかられたいのです。そういう子が育つ幼稚園、保育園、小・中学校にしていきたいと思っております。そして子供たちがともに友達とかかわり合って生活する楽しさを十分味わわせることと、表現力の育成が重要であります。

以上、3点申し上げましたが、方針というよりは課題と言ったほうがよろしいかと思いますが、教育委員の方々とも相談し、また町部局とも合議しながら、課題解決目指して鋭意努力していく所属であります。

熊田議員初め議員の皆様方からも、今後ともご指摘、ご支援賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 3点ほど再質問させていただきます。

1点目ですが、学力向上策についてです。

課外授業等検討されたいということですが、学校の先生がそのまま課外授業をされたのではどうかと非常に疑問が残ります。なぜならば、先ほど挙げられました夜スペシャル並びに土曜スクールなどは、塾の先生の指導があるわけです。実際に授業を受けられた方、児童・生徒の話をお聞きすると、非常にわかりやすかったということだと思います。ということは、塾の先生、まさにその教える学習のプロです。教育のプロかどうかは疑問が残りますが、その辺を考えますと、学習指導のその辺の技術というか、その辺のところを先生方がぜひ塾の先生方から教え方を学んできていただいて、課外授業等を取り組まれるというなら、ある程度結果は期待できると思うんですが、ただ、わからない授業を何時間やっても学力向上はできません。その辺のところを慎重に検討していただければと思います。

2点目ですが、先ほど図書購入費についての答弁をいただきました。それでは、先ほど私が例を挙げました教材費についてどうかというところを質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いします。

3点目ですが、学力テストの公表についてということで再質問させていただきます。

ここに実は文部科学白書というものがございます。平成18年度と19年度がありますが、18年度の全国テストの結果の取り扱いというところを見ますと、確かに教育長のおっしゃったように、学校の校名を明らかにして差別化にならないようにというようなことが記載されてはおりますが、しかし、その後に平成19年度の学力テストの結果の取り扱いにつきましては、このまま読み上げさせていただきます。「各教育委員会において、調査結果を分析・検証した結果等を踏まえ、改善計画等を作成するなど、地域の教育や施策の改善に向けて総

合的かつ計画的な取組を進めたり、各学校において、指導計画等に適切に反映したり、指導内容・方法等の改善に向けた取組を実施したりするなど、教育指導等の改善に向けて計画的な取組を進めることが重要です」と書いてありまして、決して公表しないほうがいいとかそういうことはこの白書には書いてございませんので、ぜひこれから町の教育に関して、課題として取り組みたいという市の表明がございましたので、その辺のところもう一度考え直していただいて、結果を公表する意向があるか否かお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、再質問についてお答え申し上げます。

1点目の学力向上策について、課外授業については、学校のいわゆる教師では意味がないというようなお話でございましたが、基本的に課外授業を各小・中学校でやるということは無理だというふうに考えております。今のところ、例えば長期休業中に中学生を対象に部活動等が終わった時期をにらんで、中学校とも協議しながら、いわゆる教師以外の方で指導できる方を探しながら、そういう学習指導ができればというふうに考えて検討しているところでありますので、ご理解をお願いできればというふうに思います。

それから、2点目の教材費については申しわけありませんが、現在、調査してございませんので、後日明らかにして、ご報告申し上げたいというふうに思います。

3点目は、学力テストの結果の公表についてでございますが、これは12月議会の折だったかというふうに思いますが、数字の公表はいたしませんでしたが、しかし、全国並びに県の結果、これは新聞にも数字が報道されました。その報道された結果と町の全体的な小学校、中学校の調査結果についてはそれを上回っている、下回っているという報告を申し上げましたので、それ以上のはっきりとした数字の結果の公表は、今年度も教育委員会といたしましては公表をしない方向で進めていきたいということでもあります。

もう一度、小学校並びに中学校の結果について申し上げますと、問題は、大きく2つに分かれておりまして、知識理解に関したものがいわゆるA問題と言われるものでございます。小学校の6年生を対象に国語、算数でA問題、これは小学校全体としては全国平均並びに県の平均とほぼ同じでございました。若干上回っている、下回っているというのはありませんでしたが、全体としてはほとんど変わりはありませんでした。それから、B問題というのは、いわば発展問題でございまして、思考、判断などを要する問題でございまして、これについては国語、算数ともに若干下回っておりました。中学校について申し上げますと、中学校は、3年生が国語と数学の問題でございました。問題傾向はA問題は同じでございます。中学校の問題はA問題、B問題ともに全国平均、県平均を下回っておりました。そういう状況でございまして、各学校、小学校、中学校ともにさらに学力向上に取り組んでいる状況でございます。

このような結果公表という形でさせていただきまして、数字の公表については差し控えさせていただきたいということでございます。これは、今のところ、各市と教育委員会で小・中学校別の数字結果の公表というのは県内では一つもないわけでございます。全国的に見ても、確かに公表している市町村はございます。しかし、ごく少数でございます。それは前の議会でも申し上げましたが、過度の競争を生むおそれがあるということが

一つでございます。それから、学校ごとの公表をするのは、今のことも含めてメリットとデメリットを考えると、矢吹町の教育委員会としては公表しない、各学校ごとの公表はしないで、全体的な傾向を今のような形で公表するのがいいのではないかとということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 2点ほど再々質問させていただきます。

1点目は、学力向上についてですが、ある時期に、学校のない日とか長期休暇のときにやりたいと、こういうこと、そういう夏期講習的なことだけで学力が向上するかということと甚だ疑問であります。やはり継続的に恒常的に学習を続けること、自分で学習するくせをつけさせること、まさに土曜スクールの高信教育長がおっしゃっているのはそういうことだったと思います。目標を持って自分で勉強するくせをつける。そうすると真剣にやるから頭に入ると、そういうことだと思うので、一時的にやったから学力が上がるかというふうなことは非常に疑問であります。そういう答弁をされると、本当に教育のことを考えていらっしゃるのかというふうに非常に残念な思いがあります。その辺のところ、もう一度答弁をお願いします。

それで、あとは2点目ですが、学力テストの結果公表についてですが、保護者が自分の子供が行っている学校、どのような学力があるかというのは知る権利があると思います。それぐらい個人情報ではありませんので、個名ではなく、その学校がどれぐらいの学力で、これからこういう施策をやります、ここまで上がりましたという評価をするときに、では何がよくなったのか何が悪かったのかというのを公表しなければ、保護者の方、地域の方、町の方は納得しないと思うんです。ですから、決して個名を挙げて、個人情報を公開しろとは一言も言っておりませんので、ぜひとも学校の単位で結構ですから、具体的にどういうことをやって、どういう結果が出ましたと、これはもう学力向上の質問とも非常に重なるので、大事なところだと思うので、その辺のところ、よい返事を期待して再々質問を終わります。

もし、否定的な答えだとしても、この後またまた続けさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で、再々質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） ではお答え申し上げます。

長期休業中の単発的な指導では、学習習慣等が身につくとかそういうことになっていかないと、学力向上にはならないのではないかとこのおたがでございまして、学習習慣をつけるということについては、学校としてもこれまでも指導してきているところでございまして、しかし、それが十分でないから学力がつかないというところもあるかというふうに思います。その辺のところをもう一度検討しながら、今年度は長期休業中の、約1週間程度になるかというふうに思いますが、そういうことで実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の学力テストの結果の公表でございますが、各学校ではどういう取り組みをして、そしてその結果がどうなったかというようなことについては、各学校、あるいは各学校ごとにどういう指導をしてどういう強化をして、そしてその結果どうなったかということについては、各学校で数字の公表ということではなく、保護者に知らせていけるようにしていきたいと。

なお、各小・中学校の校長とも相談しながら進めていきたいというふうに考えます。学校ごとの数字の公表については慎重に進めていきたいと。繰り返しになりますが、平成20年度につきましては、学力テストの結果の数字公表は差し控えたいというふうに考えておりますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 以上で9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

---

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） 次に、通告6番、5番、藤井精七の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

通告6番ということで、同僚議員と多々ダブるところがありますが、私なりに質問させていただきます。

今からちょうど30年前と思います宮城沖地震、多分14日土曜日に起こりました岩手、奥州市、そして宮城県  
の栗原市、震度6強、また北海道から愛知県までの広い範囲で震度6弱から揺れの観測をしたという大きな地震  
がありましたが、あの地帯は30年間かけて大きな地震が起これと、そういう前から指摘されてきましたが、  
その指摘どおりに、ほとんど日にち30年前の6月12日か3日と、1日スパンの違いだと思います、土曜日の地震  
と。そういう大きな地震でしたが、多くの死傷者を出した本当に中国の四川省の地震も大変でしたが、本当に  
地震の恐ろしさ、被害に遭われた方々に本当に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

昔から、地震、雷、火事、おやじということわざもありますが、最近、おやじの恐ろしさは余りなくなった  
ような時代になってきてしまいました。また、地震研究所の専門家の方で、地震は時なし、場所なし、予告  
なし、こういう持論という、こういう専門家がいましたが、そのように本当に改めて地震の恐ろしさを感じて  
います。

そうした状況の中ですが、今議会に中学校の耐震診断を再度受け、中学校建設のめどをつけたいという町長  
の考えでございますが、平成9年に耐震診断がなされておりますが、あの耐震診断の結果で補強か改築かとい  
う、そういう診断結果が出て、改築という方向で今まで進んできたわけでございますが、再度耐震診断を受け、  
平成13年度にいろいろの基準が変わって、より細かく点検できるということでございますが、今の中学校その  
ものは診断を受ける受けないにかかわらず、前の診断結果が出ております。さきの診断結果は何なんだったの  
かなという、そういう疑問も残るところがあります。

また、今度の宮城・岩手県内陸の地震でございますが、中国の地震、これに合わせて多分耐震基準、これも  
大きく変わるのかなんていうような、そういう思いもします。また、当初計画した建設費、そういう基本設  
計の建設費も資材、また、製品等の値上がり、そういう点でいろいろ見直しも必要だと思います。町長の中学校  
の建設の考えは緊急性、安全性、そういう町長のモットーでございますが、被害に遭われた方には本当に申し

わけありませんが、地震といういろいろな面で国の診断と学校建設のような補助、こういうものも変わってくると思います。これはある面では追い風になるかもしれませんが。しかし常に矢吹町には財政再建という逆風も吹いております。また、この当初の計画よりもいろいろな面での見直し、また、私は耐震診断を再度受けるということは当初の基本設計、平成19年度に完成した、この見直しも必要なのかなという、そういう考えもありますが、その辺の町長のお考えを伺います。

次に、自治体市場化の民間委託、自治体本来の使命を失うことなく進めるための町長の思いを伺います。

現在のように、国の政治が社会保障制度も後退させ、国民生活を困難にしているとき、一層地方自治体の役割は重要になってきます。自治体の使命は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担うことが基本になっております。住民の安全・安心のため、そのための消防や救急、また社会福祉のための児童福祉、高齢者福祉、保育所、幼稚園、生活、廃棄物収集処理、また公害対策、小・中学校、図書館、公園、都市計画、道路、住宅、下水道、戸籍住民基本台帳など、本当に地域振興にかかわる、また産業、文化行政全般と多様にわたっております。こうしたいろいろの自治体の仕事、これが今、本当に自治体の市場化がいろいろな方面から迫られております。

端的に、財政縮減に迫られ、公共サービスを民間、市場ベースに投げ出すものととらえることもできます。民間でできるものは民間でと、これは国の政策、小泉さんのキャッチフレーズでございましたが、町も国の政策と同じように、民間で担えばすべてよしとも思えるような、そういう方向で進んでいる。このような不安も私は持っております。これが自治体の市場化でございます。

市場化では当面自治体の支出は下げられるかもしれません。しかし、建築確認事務の民間開放でもわかるように、あの開放が姉羽事件をもたらし、また埼玉県ふじみ野市のプールの事故、子供の命が奪われましたが、あれも受託業者でなく自治体の担当者が刑事責任を問われるという、そういう問題も生じております。今、公共サービスの多元化、新しい公共の時代になったとも言われますが、公共的なサービスであれば、担い手はどうあれ、自治体が住民に対して直接責任を負っていること、また、住民が主権者として常にあり方に関与することも大切になってくると考えております。

民間委託、市場原理ということで、いろいろのトラブルもあるかもしれません。そのトラブルのあったとき、どうサポートできるのか、専門性と問題発見、解決能力を持って充実して公務に当たったほうが社会全体のコストからもメリットがあるかもしれません。町の各課の平成20年度の運営方針、目標を見ますと、歳出目標には民間委託がたくさん記載されておりますが、町長には常に本当に公共サービスの自由化にメリットはあるのか、町民はもちろん、利用者や民間の担い手も参加して検討していく、そういう思いも必要と考えております。自治体本来の使命を忘れることなく、町長には町政に携わっていただきたいと思います。考えを伺います。

次に、小規模通所作業所あゆり工房への物心両面への支援策、町長の考えはということで伺います。

去る6月1日、「みんな仲間だふれあいフェスティバルインやぶき」、「地域の中で地域の人と普通の暮らしを」というタイトルのふれあい隊主催の障害者の皆さんの文化祭を見ました。主催者のあいさつの中でも、矢吹町は福祉の町という言葉があり、また野崎町長にも障害者に対する温かい思いやりがあるとの言葉、こういう言葉が主催者から贈られました。また、町長自身もあいさつの中で、この催しには毎回出席し、また、楽

しみに来ております。また、私は西原のそば愛好会の皆さんがやるミニフェスティバル、それにも顔を出しているという本当に障害者に対する温かい思いやりの言葉があり、そうした町長の温かい心、思いやりの言葉が支えになって、あゆり工房の皆さんも「千の風になって」を楽しく、また一生懸命になって踊って本当に上手にできました。そうした町長の言葉一つ一つが現場の当事者の方々の心の支えにもなります。

私も今度あゆり工房の運営委員になりましたが、4月23日に運営委員会がありました。委員会の中で後期高齢者医療制度の話を出しました。本当にひどい制度だというような話でございましたが、後期高齢者医療制度もそうですが、このあゆり工房の子供たちにも未来があります。障害者自立支援法改正に伴い、現在の小規模作業所から強制的にはほかの形態へ変わらなければならない、そういう時代になってしまいました。私たちににとってはこれはまさに寝耳に水のことであり、あゆり工房として、このままの名前を残すためにも今、大変苦勞しているというところがございます、そういうお話がありました。

今、そうした状況の中で、一つは地域活動支援センター、これは現在の小規模作業所と内容が似ています。鏡石町にあります、この名前は「共生かがみ」と言いますが、今、あゆり工房、この名前を残していくために、共生かがみの分所としている、そういうことも考えております。しかし、この共生かがみの分所としてこの形で残るためには補助金が不可欠であります。鏡石町にある施設との合併、分所を認めていただき、資金面での援助、補助、そういう要望があります。

2つ目は、将来的に、生活介護を目指しているため、全面的に福祉会館の利用をさせていただきたい。どうしても生活介護を行うためには、現在の一部借用、間借り状態では認められないため、あゆり工房として全館福祉会館を利用させていただきたい。このあゆり工房を運営しております親の会として全精力をかけてつくった施設です。そういうあゆり工房をこの矢吹町に残すためにも、また、福祉の町矢吹町の名のためにも町長のあゆり工房に対しての支援策が強く求められておりますが、町長の考えを伺います。

次に、現在の穀物価格の高騰で、食料、農業問題に関心が高まっている今が日本の農業の再生を考える機会、町としても農業再生シンポジウム等開催してはという町長の考えを伺います。

我が国の食料自給率は世界でも異常な39%にまで低下してしまいました。これは日本を除く先進11カ国平均103%、農林水産省資料でございますが、本当に異常なまでの低下でございます。耕作放棄を余儀なくされた農地は全耕地の1割近く、埼玉県との総面積にも相当します。また、農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化が進行しております。農産物価格の暴落で大規模な農業でさえやっていけない、それが現状でございます。農業の今日の困難、こうした困難をつくり出したのは、戦後の歴代、これは自民党の政権による農政です。米の価格は94年の2万2,000円から平成7年には1万3,000円、1俵当たり40%以上も低下しました。農業予算も昨年度は2000年度に比べ約8,700億円も削減されてしまいました。食料をめぐる国際情勢は激変し、輸入穀物を原料とする食品や飼料が相次いで値上がりしております。

国の農業は国民の命を支える食糧安定供給の土台です。国土や環境の保全などにとってかけがえのない役割も果たしております。食料は外国から安く買えばいい、国の予算を非効率な農業に振り向けるのは無駄だという考え方の農政を厳しく反省し、農業再生の道、これを今真剣に探求し、実行に移すことが強く求められております。

そうした中で、日本共産党は日本の農業の再生を考えるということで、全国各地でシンポジウムを開いてお

ります。6月22日も県の農業総合センター郡山市日和田町にあります。ここで日本の農業の再生を考えるシンポジウム、これには日本共産党の参議院議員、紙智子さん、県生協連会長、熊谷純一さん、そしてJA福島中央会農業対策部長、中島精一さん、有限会社みづほ郡山ライスセンター代表取締役、これは60ヘクタールの稲作農家でございますが、柳田勝さん、そして日本共産党の党の県国政対策委員長の宮本しずえさん、これがシンポジスト、またコーディネーターとなって日本の農業の再生を考える、こういう催しを6月22日に開きます。

矢吹町も今度、議会推薦という形で女性農業委員2名が推薦されるわけでございますが、こうした矢吹町の農業を真剣に考える本当にいい機会だと思います。ぜひ矢吹町もこうしたシンポジウムに取り組んでみたらいかかかというような私の考えでございますが、町長の思い、考えを伺います。

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議いたします。

（午後 3時08分）

---

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 3時19分）

---

○議長（柏村 栄君） 答弁を求める前に、審議時間の延長についてお諮りいたします。時間延長にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認め、審議時間を延長いたしたいと思えます。

それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番藤井議員のご質問にお答えいたします。

矢吹中学校の耐震診断につきましては、平成9年度に実施いたしましたが、平成13年度に耐震診断基準の改定があり、よりきめ細かな診断が可能となったため、今後の中学校整備の検討資料とすべく今議会に提案しました補正予算案に診断委託料を計上したところであります。

なお、新たな委託費用をできるだけ削減するため、平成9年度に実施した耐震診断の資料のうち、利用可能なものは活用することとしておりますので、ご理解を願います。

また、各種製品等の価格上昇により、さまざまな点での見直しが必要ではないかとのおただしについてですが、現在、確かに各種資材等の価格が上昇傾向にあるため、実施の段階では基本設計における資材等価格を最新の価格に置きかえる作業が必要であると考えております。この場合は実施設計の中で再計算を行うこととなりますが、予定されている国庫補助率の改定の金額や申請時期等を確実に把握してまいりたいと考えております。

今後の整備に向けては、より多くの町民の皆さんへの説明の機会を持つとともに、関係者、特に学校PTAの皆さんから平成18年度実施した基本設計に基づき、さらには子供たちにとってよりよい整備内容などについて

てアンケートを行うなどして検討を進めるとともに、財政再建の進捗状況を踏まえた将来の財政計画を確認し、議員の皆様とご協議をしながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自治体市場化の民間委託についてのおただしであります。当町では平成19年度に財政再建3カ年計画を策定し財政再建に取り組んでおり、特に事務事業の民間委託については平成17年7月に民間委託に関する基本方針を策定し、指定管理者制度を初めとして積極的に民間活力の導入を進めてまいりました。ただし、すべてを民間委託するのではなく、自治体本来の使命を失わず、行政責任を確保した上で民間が持つ専門的な知識や柔軟な経営手法等を活用することにより、効率的、効果的な業務執行が図られる事務事業について民間委託を推進するものであります。

最近では、今まで公務員が行うこととされていたさまざまな行政サービスについても法律の特例を設け、民間事業者との間で競争入札を行い、落札した事業者が実施するという官民競争入札制度である市場化テスト制度が導入され、対象業務の範囲がこれまで以上に拡大されております。当町では定員適正化計画の推進により職員が減少している状況にあつて、公共サービスの維持向上と経費の削減を同時に実現していくためには、今後も民間活力の導入は必要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆみ工房への町の支援についてであります。あゆみ工房では町福祉会館の一部を矢吹町手をつなぐ親の会6名の利用者が借り受け事業を運営しておりましたが、平成18年度からの障害者自立支援法によりまして、小規模事業施設の統廃合が図られており、本町の小規模通所作業所あゆみ工房においても国県の補助金が年次ごとに減額されておりますが、国が考える自立支援制度の中では、このような小規模な施設を利用している人々を集めさせることにより、利用者に充実した支援を行い、サービス提供が行える体制づくりが図られているところであります。

そうした中で、利用者の皆様と今後の運営につきまして協議を重ねております。町では厳しい財政状況ではございますが、障害を持つ方々の町内での事業維持を支援する立場から、本年度は次の支援を行いたいと考えております。

- 1つには、施設の貸与料金を引き続き3分の1の金額に減免する。
- 2つには、運営費補助金の町負担分については福島県補助金の減額分を補てん増額し、継続補助する。
- 3つには、作業機械器具、空かん鳥、石けん製作機材等の無償貸与を継続する。

このような予定であゆみ工房の支援を継続していく考え方であります。

来年度以降については、小規模作業所として削減されていく補助制度の中で事業を存続するのか、あるいは自立支援法により整備された地域活動支援センター等に移行するのか、またその他の選択肢があるのか、議員おただしの小規模作業所として存続する場合でも活動拠点をどこにするのかも含めて、現在利用されている方々との話し合いを十分行い、ともに考えていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業再生シンポジウム等の開催についてのご提案であります。議員おただしのとおり、今、世界ではバイオエタノール生産のための穀物の生産品目移行や、干ばつなどの災害による穀物の生産不足のため、穀物価格が高騰して危機的な食糧不足が大きな課題となっております。

日本国内では食料自給率が4割を切り、いかにして向上させるべきか、また輸入牛肉のBSE特定危険部位混入問題や輸入製品の農薬混入事件に見られる、国民の食の安全・安心が損なわれており、いかにして国産農産物の生産性を高め、質量とも食の安全・安心を回復すべきかが国の農業施策の大きな課題とされております。

町では、安心して農業経営ができるような農家の担い手確保や農地の集積をどのようにすべきか、農家経営を安定させるための売れる米づくりをどうすべきか、耕作放棄地を解消するにはどうすべきか、老朽化する農業施設の修繕改修をどのように進めるべきかなど、多くの問題が山積しております。町としましては、それらの課題を町、農業者、消費者、JA、さらに関係する人たちが一丸となって情報収集などを行い、地域農業の現状を分析して、解決していく必要があると考えております。

議員からの、農業再生シンポジウムの開催の提案は、関係者が一堂に集い、各方面からの課題を抽出し、議論する場を提供することが大切であるとの趣旨と受けとめております。それらのことを十分に踏まえまして、現在水田農業推進協議会、認定農業者連絡協議会、担い手育成総合支援協議会、若い農業者育成確保推進会議、地産地消推進会議などの農業関係団体等において議論の場をつくり、水田農業ビジョンの策定により、町農業農政の方向性を示し、担い手の確保育成、食料自給率の向上、農用地の集積、売れる米づくりなどの課題に取り組んでいるところです。

町といたしましては、先ほど申しあげました農業関係団体とさらに連携を強め、多くの情報提供を行い、皆が一堂に会して議論する場の提供に努めまして、農家の方々が安心して農業に取り組み、そして消費者の方々が食の安全・安心を確保できるようにしてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（藤井精七君） あゆり工房に対しての支援策でございますが、今福祉会館の一部を間借りしていますが、先ほども言いましたように、将来的に生活介護を目指しているということでございます。これには、いろいろの規制というか、あれがありまして、今の間借り状態ではなかなかできないという、そういう状態でございます。そのためにも、福祉会館の利用状況などもいろいろ考えながら、十分にやはり利用者との相談、それも必要だと思います。町長の再度の考えを伺います。

また、農業の矢吹町のシンポジウムでございますが、ぜひこういうシンポジウム、絶好の機会です。先ほど言いましたように、女性農業委員も誕生する、こういう情勢でございます。ぜひ町長の勢いを持った気持ちで取り組んでいただきたい。再度質問いたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

小規模通所作業所あゆり工房の施設の今後のあり方についてでございますが、私どもも先ほど答弁させていただきましたように、今後、あゆり工房の運営については自立支援法により整備された地域活動支援センターに移行するかどうか、その他また別な選択肢があるのか、また場所等についてもどういう方向が、選択肢が

あるのかということについては十分に利用者の間で協議を進めまして、善後策を検討していきたいというふう  
に考えております。再度答弁させていただきます。

それから、町の農業の活性化については、これについては私自身前々から話しておりますように、町では  
産業の振興が町の活性化、そして維持発展につながるという話をさせていただいております。農業振興につき  
ましても、ありとあらゆる団体の力をかりながら、そして町としてもできる限りの支援策、そして町の農業の  
振興策についても検討してまいりたいというふうに考えております。

今回、女性農業委員2名が農業委員のほうから推薦されるという点についても、新たな農業に対する町のス  
タートだというような位置づけもさせていただきまして、一緒になって町の農業の今後のあり方、維持発展に  
ついて検討を加えながら一緒になって努力してまいりたいというふうを考えておりますので、皆様方のご支援  
もよろしくお願い申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ありますか。3分。

5番。

○5番（藤井精七君） 再々質問、シンポジウムの正確な一つの返答が返ってきませんので、農業再生シンポジ  
ウム、その辺の思いなどを最後に聞かせていただければ幸いです。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、藤井議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

シンポジウムに対して、町長としてどう考えているのかということですが、先ほど答弁させていた  
だきましたように、大変素晴らしいものだというふうに理解しております。今後、町としてそのシンポジウム  
についてもどういう形で開催するかということについても、私自身、そして皆さんとともに協議を進めながら  
開催のあり方、開催の形式について検討させていただいていきたいというふうに思っておりますので、よろし  
くお願い申し上げまして、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で5番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 鈴木隆司君

○議長（柏村 栄君） 続いて、通告7番、3番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 皆さん、こんにちは。

通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

私は、現在町が直面する身近な2つの問題について質問、提言をさせていただきます。

まず最初に、総合運動公園用地の活用計画について。

現在凍結中でございます総合運動公園、鍋内地内に約22ヘクタール、当時7億3,000万円もの巨費を投じて  
町が取得した土地でございます。私は、この計画、当初から甘くずさんなものであったのではないかと考えま

す。当時、この計画に対して町民は心を踊らせ大変期待したものであります。今申し上げても仕方がないことかもしれませんが、私は民間的発想から申し上げますと、土地を取得するに当たって、民間では土地代が幾ら、造成代が幾ら、建設費が幾ら、そして完成後の設備備品代が幾ら、もっと申すのであれば、完成後の需要はどのぐらいあるものか、そして管理にかかわるランニングコストは幾ら、そして、いつ着工、いつ完成、そうした計画のもとに土地を取得するのが民間的発想ではないでしょうか。

野崎町長、2期目5年目を迎えております。この凍結中の運動公園用地、町は今後どう考えるのか、あくまでも遊休地と位置づけ、財政再建のために売却する方向でいくのか、あるいは町民福祉向上のためにさまざまな利用を今後考えていくのか、これまでも町民の森構想、あるいは中学校の建設予定地という声も聞かれてまいりました。野崎町長、町の率直な意見を伺いたいと思います。

それから次に、国内外から来町される方々の受け入れ態勢並びに対応について申し述べます。

ここ二、三年、当町へゴルフを目的とした韓国人観光客が急増していることは周知のとおりであります。年間の延べ人数にして、約2万人強もの韓国人の方が来町していると聞いております。私はこうした現象に対して、町は文化交流、あるいは経済の活性化等の分野において早急にさらなる対応、対処をしていく必要があると考えます。現在、町によって韓国人観光客への町のPRパンフレットの配付、あるいはアンケート調査等が行われているようです。情報の収集やとりわけ商店街へのアンケート調査による観光客のニーズの公開、伝達が私はまだまだ不足しているのではないかと考えます。より一層の力を入れていただきたいところであります。

また、身近なところに目を向けましても、町には県内屈指の名コースとして知られるゴルフ場等があり、こちらにも年間約1万人もの町外からの人々が来場していると聞き及んでおります。そのほか、あゆり温泉、温泉プール、町内の大型ショッピングモールなどへ来町する人、大池公園を中心とした町の施設、当町に訪れる人はかなりの数に上っております。こうした観光客や町外から来る人々の流れを、工夫とアイデアによりもっとうまく利用して、疲弊する町内商店街への誘客活動へつなげていくべきと私は考えます。私は、来町者の多い各施設関係者、町や議会、そして町内各商店街の方々、各宿泊施設の関係者、こうした人たちによって、早急に対策プロジェクトチームをつくることを要望します。そして、来町者へのさらなる利便性の提供と町の活性化への大きな起爆剤とすべきと考えます。町内外からの来町者に対する町の考え、町長の考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、総合運動公園用地の利活用計画についてのおたがしであります。この課題につきましては、昨年度中に当初計画を廃止することを説明させていただき、寺内、鍋内地区住民の皆さんにも説明会を開催し、理解をいただいております。議会の皆様とともに、数多くの町民の方々にご心配をおかけしているところであり、まちづくりにおける重要な課題として、早い時期にさまざまな角度から検討を進めなくてはならないと考えております。

運動公園用地の今後の利活用等の方法につきましては、さまざまな方法が考えられますが、1つは、必要最小限の運動施設機能を備えた農村公園的な整備の考え方、2つ目は、民間の活力を活用した開発等により経済効果を高める考え方、3つ目は、売却等の方法により運動施設以外の利活用をするなどの方法があると考えております。

現在、財政再建3カ年計画に基づき町の再生に取り組んでいるところであり、その状況を踏まえながら、今後の中長期的なまちづくり計画の中でこれらの考え方を取りまとめてまいります。より多くの意見を伺いながら、利活用のたたき台を作成してまいりたいと考えております。いずれにしても、町民の皆様の理解と協力をいただき取得した貴重な財産でありますので、慎重かつ十分に検討し、有効に活用しなくてはならないと考えているところであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、海外からの観光来町等、特に韓国からのゴルフ観光客に関する対応のおただしについてであります。現在矢吹町には年間延べ約3万人を上回る韓国人観光客が訪れております。このことはまことに歓迎すべきであり、大きなチャンスでもありますので、議員ご指摘のように、町を初め商工会や宿泊地に隣接する地元商店会の皆様は、受け入れ、販売等の取り組みの対応等を早急にすべきと認識しております。

町では、これらの課題に多角的に取り組むため、平成19年度中には超学際的サポーター派遣事業や福島県主催の超学際的研究成果還元事業とあわせて、ハングル表示のパンフレット作成やアンケート調査等を行いながら、韓国人観光客の動向や傾向を調査しつつ、その対応等について検討を行ってまいりました。それらの結果、矢吹町に来ている韓国人の方は比較的富裕層で高齢の夫婦、または友人同士の方が多く聞き及んでおりますので、これらの方々の受け入れ態勢の充実を図ることが、商店街を初め町活性化の方向性につながるものと考えております。

具体的な方策については、昨年実施したアンケート結果等の情報をもとに、ゴルフ後の余暇時間の過ごし方や買い物の傾向などの情報等を把握し、町内での飲食、ショッピングなどの回遊ルートの案内を初め、町の祭りやイベント紹介、桜、大賀ハスなどの花情報など滞在期間中に観光の日を設けていただけるような工夫等もして、町内観光や特産品の販売等につながるような具体的な動きを商工会初め商店主の皆様とともに考え、ほかにはない矢吹町独自の観光交流等の仕組みづくりをしてまいりたいと思っております。

具体的な動きとしては、6月24日には第1回日韓交流ゴルフコンペが予定されており、地元自治体として町も後援しておりますので、矢吹産のコシヒカリ米の記念品贈呈や、交流会場では地元産のトマトやキュウリをつくりたてのみそで味わっていただく予定もしております。このほか、当日は農産物だけではなく、商工会を通じ、特産物の販売も予定しておりますので、このような具体的な動きを一つ一つ重ねることにより、互いの文化や習慣等を理解し合い、市民同士の交流が深まり、ひいては自治体同士の交流や全県的な観光等に発展していくことが、議員が求める観光交流に大きく波及していくものと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（鈴木隆司君） ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。

まず最初に、凍結中の運動公園用地の利活用の件でございますが、現在、営林署の第一、第二苗畑に誘致企業が来ているのはご承知のとおりでございます。こうした流れを私はとめるべきではない。今、矢吹の立地条件が見直されているときであります。この流れを私はとめるべきではないと考えます。私の周りの人々は現在財政再建3カ年計画中でもあり、あくまで遊休地の処分は財政再建には不可欠という意見が大変多いところでございます。その利活用に関しまして私は町民のアンケートをとることを要望いたします。いかがでしょうか。

また、次に、国内外からの来訪者の対応についてでございますが、私がなぜこの問題を取り上げたかと申しますと、現在町が一生懸命取り組んでいる情報収集、そしてアンケート調査のニーズの伝達がまだ不十分だと思ったからでございます。

私はこうした韓国人観光客のブームはいつまでも続くものとは考えておりません。ただ、あえて私がこの問題を取り上げたのは、一つの以前の事例があるからでございます。それは野崎町長が1期目のときに、当町のゴルフ場において女子の全国大会が開催された経緯があります。全国大会ですから2日間の競技でございました。北海道から沖縄まで8県、3人の選手、あるいは監督、コーチ、大勢の人が来町されました。初日のプレーが終わって選手は町に出るわけでございます。歓迎の横断幕もなければ歓迎の旗もなし。どこで食事をして、どういう名物があるのか、どういうお土産を買っていいのか、そういう情報がさっぱり伝わってなかったのが現状だと思います。これを反省の教訓として常に町から商店街、町民への情報の伝達、ニーズの公開、その辺が町中心商店街の活性化にお金をかけずに、町商店街の活性化につながる第1の手段だと私は考えています。ぜひ、その辺の強化をお願いしたい、そう思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木議員の再質問に対しお答えをさせていただきます。

1点目の凍結中の総合運動公園の利活用については、まさに議員がおただしのとおり、私も全くそのとおりだというふうに思っております。ただ、町民のアンケートの実施については、私自身はそれも一つの選択肢というようにとらえ方をさせていただきたいと思っております。より多くの意見を伺いながら利活用のたたき台を作成してまいるといことで、先ほど答弁させていただきましたように、町民の多くの方々とぜひお会いしまして、多くの意見を聞いてたたき台を作成していくといことで考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思っています。

さらには、2点目の国内外の来訪者についての議員からのおただしについても、全く私も同感だというふうに受けとめさせていただいております。一つの事例として、女子の大会のことを挙げて全くそのときには矢吹町としての歓迎の意というものが形にあらわれていなかったと、私もそのように当時受けとめさせていただきましたし、ですから、そうした反省も踏まえ、今後町としてできるものについてはそういうことを含めて対応してまいりたい。

6月24日に日韓親善ゴルフ大会がございます。そうした反省に立って、できる限りの歓迎の意を町としてあらわす、形としてあらわしていきたいというふうに思っておりますので、ご期待いただければというふうに思っ

ております。

議員がお話しされた情報の伝達、ニーズの把握、さらに公開ということで、私自身今後も議員からの今おただしの件について意を強くしながら、肝に銘じながら今後も町政、商工会発展のために努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともさまざまなご意見、そしてご提案をよろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ありますか。

〔「いいえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 以上で3番、鈴木隆司議員の一般質問は打ち切ります。

これで通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

---

### ◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより町長から提出された議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番、遠藤議員。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議案に対しての総括質疑を行いたいと思います。

議案第47号について、あと46号に関連するかもしれませんので、くみおきのほどお願いいたします。

国保会計で歳入不足額が約1億5,000万円あり、これらを国保基金、一般会計、これは財政調整基金、あとは繰越金の1,151万2,000円等で充当するという中身だと思っておりますが、すなわち基金取り崩しの内容だとも言えます。今まで町長は基金に手をつけず対応すると明言されていたと思いますが、特に共産党議員団に対してこれが360度転換されたことは何なのか。また、3カ年財政再建計画との関連の影響はどうか。

公債費比率との整合性についても伺いたい。公債費比率との因果関係、すなわち基金は歳入額にカウントされるのか、歳入歳出のどちらなのかを伺いたいと思います。

国保会計がもしも事故があった場合、どのような対応策があるのか、国保会計基金、財政調整基金等の残高はどうなっているのか、また、来年度の国保会計の見通しとして、どのように考えているのか伺いたい。

国保税の滞納分、平成18年度と19年度の各おのおの単年度分で示していただければ幸いです。

今、国際的にも生活基準が非常に低迷をされて、所得額の低迷、そして燃料費の高騰に伴い、あらゆる製品に転嫁されて価格の上昇という現況でありますけれども、これらを踏まえて、来年度の国保会計、それに皆様方の町民各位の理解を得ながら国保税の引き上げという考えのようでございますけれども、その辺の町民に対して説明が具体的になされるのかどうか、そして公債費比率の関係等々について伺いたいと思います。

どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、12番、遠藤議員の総括質疑に対する答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま、遠藤議員のほうから国保会計が大変容易ではなくなっているということに伴って、さまざまな質問がございました。要約させていただくと、基金の残高は幾らになるのか、財調、国保の支払準備積立金、さらには今後どのような国保会計になっていくのか、財政再建3カ年計画の影響、さらには実質公債費比率の影響等についてご質問がございましたし、さらに3点目としましては、今後の見直しということで、財政再建の計画の見直しということも含めて、5,000万円だけの取り崩し等々で済むのかどうかというようなおただしの内容だというふうに理解しております。

まず1点目でございますが、その前に、今まで町長は国保会計については国保会計の支払準備基金を取り崩さずにやるというのを、なぜ360度というようなことで言われていましたけれども、方向転換したのかということでございますけれども、私自身は方向転換ではないと。今までも議会の中で、国保会計の支払準備積立金、基金について取り崩しせずにやってきたということについては、突発的な想定外の事情が出た場合については、その基金についても取り崩すことについてはあり得ますというような言い方をしてきたというふうに思っております。今回がまさしく積立基金のほうを取り崩さざるを得ない突発的な想定外の出来事だというふうに、私自身考えております。

もう1点は、今までも私の政治的なスタンスというものは、情報公開と情報の共有ということで、町で今起きていることについて十分に住民の皆様説明をして、理解をしていただいた上でやっていきたいというようなことで、これらについては財政再建3カ年計画の問題にしても、第4次行財政改革大綱の計画づくりにしても、第5次まちづくり総合計画の計画づくりについても、住民に十分説明していただいた上で、議会に諮って、そして議決をしていくという経過がございますので、これらについても突発的に国保会計が歳入不足、1億1,000万円以上の金額が歳入不足に陥るからといって、税率を改定することはできないと。あくまでも、きちんと町の今国保会計の状況等を住民に説明した上で、理解を得た上で、もちろん町として、職員としてできる限りのことをした上で対応してまいりたいという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、細部にわたって説明をさせていただきたいと思ひます。

基金の残高でございますが、財政調整基金については今現在、3億4,829万7,000円、今回、財政調整基金の中から5,000万円取り崩すことにしております。また、国民健康保険給付金の支払準備基金については6,272万3,000円、今回、6,000万円を取り崩すということで、それで1億1,000万円、残りのものについては、医療給付費の伸びの抑制、さらには国保税の徴収率の向上と、そうしたことで今回の歳入不足については補ってまいりたいというふうに思っておりますし、今後の対応でございますが、財政調整積立金については5,000万円こし出すようになりましたが、平成19年度の決算剰余金1億4,798万9,000円、ここから5,000万円を積み戻す考え方でおります。

それと、さらには今後も医療費の抑制、先ほど申し上げましたように、国保税の徴収率の向上により、財政再建3カ年計画の影響は最小限にとどめていきたいというふうに考えております。

来年以降についての医療会計、特に国保税の見直しでございますが、これらについては本当に厳しい面があ

ろうかというふうに思っております。医療費がどこまで伸びていくのか、特に団塊の世代が多く発生し、それらの方々の多くが国民健康保険税の被保険者となっていくということで増加が見込まれます。となりますと、医療費の増加が顕著になってくると。さらには矢吹町の特徴としては、医療費の高度化ということで、高度医療にかかる方が多いというようなこともございます。

これは、医療費の動向を十分に見きわめ、さらには国保基金の残額がないということも含めて、町としては大いに今後の心配をされるわけでございますけれども、これらについては再度皆様のほうに話をさせていただきませんが、医療費の抑制、さらに国保税の徴収の向上を徹底していきたいという、それで皆様にご負担をいただくものについては最小限にとどめたいという考え方がございますが、ただ、値上げをしないというわけにはいかないと。そういうことも想定しながら平成21年度に当たっては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

実質公債費比率については、言及されておりましたが、実質公債費比率については影響がないものというふうに思っております。

中学校の改築事業も含めて大きな問題が2つ、3つと、議会の国保会計の想定外のことができて、中学校の建設の時期等についても影響が出るものと思っておりますが、これらについても建設時期等も含め、先ほどから話ししておりますように、十分議員の皆様とご協議を申し上げながら、当初の計画におくれることのできるだけ影響を少なくするような努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、遠藤議員の総括質疑に対するの答弁とさせていただきます。

○12番（遠藤 守君） ……（録音漏れ） ……歳入歳出の関係で、それとあとは、滞納額の平成18年度、19年度に単年度で、累積滞納額ではなくて単年度の滞納額を示して、それというのは平成21年度の国保会計で今生活低迷、そういう中でその辺の推移をどう考えているか、その辺を求めたわけでございますけれども、それらについて。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、12番、遠藤議員の総括質疑の再質問について答弁をさせていただきます。

財政調整基金の残高については積み戻すということでございますので、影響はございません。残高については変わるものではございません、平成20年度。

さらに、滞納の平成18年度、19年度の残高、残額を示せということでございますので、これについては後ほど税務課長のほうから答弁をさせていただきます。

推移については、先ほど質問の中でも答弁をさせていただきました。2.6%改善された。平成19年度に対して平成19年度は2.6%改善されたということでございますが、今後後期高齢者の異動等に伴って、どのような徴収率になるかについてはまだ不透明な部分もあるわけでございますが、鋭意努力をしまして前年度を下回ることのないようなことで、担当課とも確認しておりますので、そのような形で努力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で、私からの再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

税務課長、蛭田武良君。

〔税務課長 蛭田武良君登壇〕

○税務課長（蛭田武良君） 12番、遠藤議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、国保会計の中の平成18年度分、それから19年度分の滞納は幾らということですが、平成18年度分につきましては7,681万9,869円になっております。それから平成19年度であります、6,490万5,690円になっております。これが現年度から次に繰り越した滞納額であります。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案・請願・陳情の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第46号については8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第47号については7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（内藤正昭君） それでは、朗読させていただきます。

第1予算特別委員会、平成20年度一般会計補正予算を審議していただきます。青山英樹議員、鈴木隆司議員、藤井精七議員、大木義正議員、熊田宏議員、諸根重男議員、根本信雄議員、栗崎千代松議員。

第2予算特別委員会、特別会計のほうを審議していただきます。2番、竹元孝夫議員、鈴木一夫議員、棚木良一議員、角田秀明議員、永沼義和議員、遠藤守議員、吉田伸議員。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長が朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第44号、第45号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、6月6日までに受理した請願・陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表、陳情文書表のとおり各常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎選挙第5号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙について

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより選挙第5号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙を行います。

今回の補欠選挙は広域連合議会の議員の任期満了に伴って行われるものです。この選挙は広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における投票総数により当選人を決することになりますので、町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告は、町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数まで報告することにいたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙につきましては投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（柏村 栄君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、鈴木隆司君、4番、鈴木一夫君を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、配付済みであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（柏村 栄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（柏村 栄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼～投票〕

○議長（柏村 栄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 投票漏れはなしと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

立会人の鈴木隆司君、鈴木一夫君は開票の立ち会いをお願いします。

事務局に開票を命じます。

〔開 票〕

○議長（柏村 栄君） これより、選挙の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 6 票

有 効 投 票 1 6 票

無 効 投 票 0 票

有効投票中

大和田 明 君 1 3 票

斎 藤 松 夫 君 3 票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時22分)